

# 日系カナダ人の権力に対する抵抗の歴史

大木 崇

2026 年 6 月

日系カナダ人は、カナダに移住して以来、差別的なカナダ当局に対して、組織的な抵抗、反対、そして市民的不服従を示してきた。この文書は第二次世界大戦前、戦中、戦後の主要な事件の一覧をまとめたものである。

特に注意すべきは、資料が明確に裏付けているように、戦前・戦中・戦後を通じて、カナダで出生または帰化した日系人のうち、破壊工作や国家への不忠行為で起訴されたり有罪判決を受けた者は一人もいなかったことである。

## 目次

### I. 第二次世界大戦前

1. 本間富吉の選挙権裁判（1900 年） 2 頁
2. フレーザー川日本人漁業協会のストライキと武装自衛（1900-1901 年） 5 頁
3. バンクーバー暴動への反撃（1907 年） 7 頁
4. 労働組合の結成（1920 年） 10 頁
5. 漁業免許訴訟（1924-1929 年） 12 頁
6. 日系カナダ人市民連盟の参政権使節団（1936 年） 15 頁

### II. 第二次世界大戦中

1. 二世集団移住グループ（NMEG）（1942 年） 18 頁
2. 入国審査所騒動（1942 年 5 月） 21 頁
3. 道路建設キャンプでのストライキ（1942 年 6 月） 24 頁
4. ガンバリヤ 27 頁
5. ペタワワ捕虜収容所事件（1942 年 7 月） 30 頁
6. テンサイ（砂糖大根）農場でのストライキ（1943 年春） 33 頁

7. 全国徴兵制度（NSS）の回避（1943 年） 35 頁

8. 財産没収をめぐる訴訟（1943 年～1944 年） 38 頁

### III. 第二次世界大戦後

1. 強制送還反対運動（1945 年～1947 年） 41 頁

2. ムースジョー事件（1946 年～1948 年） 44 頁

3. バード委員会ボイコット運動（1947 年） 46 頁

4. 戦後の公民権運動（1948 年） 49 頁

5. 連邦政府 補償運動（1980 年代） 52 頁

6. BC 州の補償と日系カナダ人遺産協会（2022 年） 55 頁

### I. 第二次世界大戦前

#### 1. 本間富吉の選挙権争い（1900 年）

##### 概要

本間富吉は、ブリティッシュコロンビア州の有権者名簿への登録を拒否した選挙管理官を提訴し、制度的な選挙権剥奪に対する最初の大規模な挑戦を開始した。彼はこの排除措置に対し、カナダ最高裁判所および枢密院に至るまで争った。

##### 内容

ブリティッシュコロンビア州における日系カナダ人の組織的な選挙権剥奪は、1895 年に州議会が州選挙法を改正し、すでに中国系カナダ人から選挙権を剥奪していた条項を拡大して、日系カナダ人も明示的に除外したことで法的に定着した。この選挙権の剥奪は、日系カナダ人がカナダの二級市民であることの究極の象徴となり、カナダ生まれや帰化市民から最も基本的な民主的権利を根本的に奪うものとなった。日系カナダ人は、移民世代は当初、経済的な生存に重点を置いていたが、地域に根を下ろすにつれ、選挙権剥奪は重大な問題となった。この制度的人種差別に対する最も重要かつ初期の法的挑戦は、1900 年に本間富吉（トミー）によって提起され、日系カナダ人の数十年にわたる長期の公民権闘争の始まりとなった。

本間留吉は日系カナダ人コミュニティの著名な先駆者であり、大映帝国臣民、バンクーバーの下宿経営者、職業紹介業者、そしてフレーザー川日系漁師協会の会長であった。1900 年 10 月 19 日、

本間はバンクーバー選挙区の選挙人名簿管理官トーマス・カニングムに対し、本間は自分の名前を選挙人名簿に登録するよう正式に申請した。カニングムは、州選挙法第 8 条を根拠にこの申請をきっぱりと拒否した。同条は「中国人、日本人、またはインディアンは、いかなる選挙区の有権者名簿にもその名を記載されることはなく、いかなる選挙においても投票権を有しない」と明言していた。本間がこの差別的な決定を郡裁判所で争う意向を登録官に伝え、カニングムは頑として、結果がどうなろうとアジア系の名前を名簿に載せることは決してないと答え、「そのためには、私は刑務所に入っても構わない」と宣言した。

本間の法的闘争は単独の取り組みではなく、日系カナダ人コミュニティ内での綿密に組織された草の根運動によって支えられていた。この訴訟の極めて重要な意義を認識した本間は、日系コミュニティの指導者である山崎寧（やまざき・やすし）と共に、莫大な訴訟費用を賄うための募金活動を組織した。日系コミュニティは驚くべき結束力を示し、当時カナダに住んでいた約 4,000 人の日系同胞から一人あたり 50 セントずつ集め、ブリティッシュ・コロンビア州政府を提訴するために必要な 1,500 ドルの調達に成功した。

当初、カナダの司法制度は本間と日系カナダ人コミュニティに圧倒的な勝利をもたらした。1900 年 11 月 30 日、ブリティッシュ・コロンビア州最高裁判所のマッコール首席判事は、帰化した日系カナダ人の投票を禁じる州条項が *ultra vires*（権限外）であるとの判決を下した。つまり、それは州議会の法的管轄権および憲法上の権限を超えているという意味である。マッコール首席判事は、本間の有権者名簿への記載を命じ、「名目上は大英帝国臣民でありながら、自身の財産や公民権に影響を及ぼす立法過程への参加を永久に排除される運命にある多数の人々が州内に居住していることは、カナダにとって決して利益となるものではなく、国家の危険源となりさえする可能性がある」と、指摘した。州政府がこの判決を不服として上訴すると、カナダ最高裁判所は 1901 年 3 月 9 日、マッコール判事の進歩的な判決を支持し、本間氏の選挙権を認めた。

しかし、この勝利は白人政治勢力や地元メディアから即座に激しい反発を招いた。『バンクーバー・デイリー・プロヴィンス』紙は「ジャップは投票できない」という見出しの下、この問題に一面を割り、排外的な恐怖心を煽るとともに、保守党が地方選挙の結果を左右するために「日本人票ブロック」を確保するために、日本人を不正に帰化させるという「大胆かつ不名誉な」陰謀を企てていると非難した。この激しい反アジア的な政治情勢に駆り立てられ、ブリティッシュ・コロンビア州政府は譲歩を拒み、法廷闘争をエスカレートさせた。カナダ最高裁判所の判決を、大英帝国における最高の上訴裁判所であるロンドンの枢密院に上訴したのである。

市民の自由に対する壊滅的な打撃として、枢密院は 1902 年 12 月 17 日、カナダの裁判所の判決を覆した。枢密院は、この差別的な州法が、実際には *intra vires*（州の憲法上の権限の範囲内）にあるとの判断を下した。同裁判所の論理は、「英国北米法」の厳格な解釈に基づいており、「帰化および外国人」に関する連邦の管轄権と、「公民権」に関する州の管轄権とを分離していた。その結果、この判決は、連邦政府が誰が市民になれるかを管理する一方で、カナダの州は人種に基づく差別的な法律を制定する絶対的な権限を有するとして、州政府が人種的出自を理由にカナダ市民から選挙権を合法的に剥奪できることを確立した。

枢密院の決定による影響は、日系カナダ人社会にとって、壊滅的であった。**選挙権の剥奪は、単に投票を行うという行為をはるかに超えるものであり、日系カナダ人を州の広範な経済活動や市民生活から体系的に締め出す事実上の人種的障壁として機能したからである。**連邦政府は慣例として州の有権者名簿を用いて連邦選挙人名簿を作成していたため、本間の敗訴は、日系カナダ人が連邦選挙での投票も自動的に禁じられることを意味した。さらに、州政府は市民参加や雇用の前提条件として、有権者名簿を積極的に武器として利用した。日系カナダ人は、州議会議員への立候補、あらゆる地方公職への就任、教育委員としての職務、あるいは陪審員としての義務の履行から、法的に排除された。

経済面では、この選挙権剥奪が日系カナダ人の生計を厳しく制限するために利用された。日系カナダ人は、手作業による伐採許可の取得や、公共事業省が認可した公共事業契約への雇用を禁じられていた。同省は、「アジア人」を直接的・間接的に雇用してはならないと定めていた。専門職階級も同様に息の根を止められた。ブリティッシュコロンビア州弁護士会および州の薬局条例は、申請者に有権者名簿への登録を義務付けており、事実上、日系カナダ人が弁護士や薬剤師として活動することを禁じていた。選挙権に関連するその他の事実上の障壁により、日系カナダ人は公務員、特に警察、林業、郵便局、公衆衛生看護職への就職を阻まれた。

1902 年の本間富吉裁判における敗北は、日系カナダ人がその後半世紀にわたり耐え忍ばざるを得なかった、制度的な人種的従属の枠組みを定着させ、日系カナダ人が、後に直面することになる戦時中の極度の虐待への布石となった。**本間が懸命に闘ったこの制度的な選挙権剥奪が、ついに廃止されたのは、それから 50 年近く経ってからであった。**第二次世界大戦の終結後、高まるリベラル派の圧力と世論の変化により、ブリティッシュ・コロンビア州の人種差別的な伝統はついに社会的信用を失った。1948 年 6 月 15 日、日系カナダ人に連邦選挙権が認められ、禁止措置の継続が無意味であることを認めたブリティッシュ・コロンビア州議会は、1949 年 3 月 24 日、ついに州選挙権を拡大して日系カナダ人の選挙権を認めた。

極めて感慨深いことに、1949年にブリティッシュ・コロンビア州議会がようやく参政権法案を可決した際、本間富吉の息子である本間清治は、日系カナダ人市民協会（JCCA）の州会長を務めていた。勝利の報を受け、感極まった本間清治は、長年挫折し続けてきた父の闘いの究極の勝利を振り返り、次のように述べた。「49年前に父が始めた活動のクライマックスを、私がこの目で目撃することになるとは、なんという偶然だろう！.....父がここにいて、この勝利を共に味わえたなら。父も私たちと同じように、この知らせに胸を躍らせただろう」。

## 2. フレーザー川日本人漁師協会のストライキと武装自衛（1900年～1901年）

### 概要

日系カナダ人漁師たちは「フレーザー川日本人漁師協会」を結成し、過激な労働運動を展開した。1900年、白人労働組合や缶詰工場に対抗するため、山崎は日本人病院で武装をして、夜間警備にあたった。1901年、白人労働組合による暴力的な、海上パトロールに直面した日系カナダ人漁師たちは、自分たちも武装し、独自のパトロール船を組織して、外洋で丸太や棒を用いて積極的に反撃した。

### 本文

20世紀初頭までに、日本人移民はブリティッシュ・コロンビア州の漁業において、強固な存在感を確立していた。1901年に州内で発行された4,722件の漁業免許のうち、日本人漁師が保有していたのは1,958件であり、4,000人以上の日本人が主にフレーザー川周辺でこの産業に従事していたことを示している。競争が激しく危険なこの業界において、日系漁師の卓越した技術と低賃金を受け入れる姿勢は、白人や先住民の漁師たちの間に激しい人種的敵意を醸成した。白人と先住民漁師はしばしば互いの違いを乗り越え、日本人漁師に対する統一戦線を形成した。このくすぶっていた人種的緊張は、1900年と1901年のフレーザー川漁業ストライキにおいて、同州の歴史上最も壮絶かつ暴力的な労働争議として爆発し、日本人コミュニティが決して従順な存在ではないことを明らかにした。

1900年の漁期は、深刻な経済的緊張と紅鮭の価格をめぐる争いを背景に幕を開けた。白人主導のブリティッシュ・コロンビア州漁業組合は1匹あたり25セントを要求したが、缶詰業者は15～20セントの提示で対抗した。当初、スティーブストンの日本人漁業組合の下で緩やかに組織されていた日本人漁師たちは、白人組合と連帯し、同調ストライキを行った。しかし、日本人漁師の立場は極めて脆弱だった。通常、自宅や船を所有していた白人漁師とは異なり、日本人漁師の大半は契約労働者であり、缶詰工場所所有の宿舎に住み、食料や装備を完全に工場側に依存していたのだ。

缶詰工場側が日本人の抵抗を挫くため、食料の供給を止めると、絶望的な漁師たちは飢餓に直面した。苛立ちを募らせた日本人契約労働者たちが漁に出ようとすると、白人組合員たちがボートで出向き、日本人漁師の獲物を海に投げ捨ててしまった。まもなく、日本人漁師たちが 20 セントで漁をすることに同意し、武装しているという噂が広まった。これに対し、白人ストライキ参加者は 7 月 7 日、スティーブストンで激昂した「力を見せつける」行動を展開し、組合の定価より安く魚を売る日本人漁師の船を撃つか破壊すると脅す告知を掲示した。

**脅迫や飢餓による屈服を拒んだ日本人漁師たちは、自分たちのコミュニティと生計を守るための強硬な防衛体制を組織した。**彼らの先頭に立つため、彼らは山崎寧を組合の代表として招いた。山崎は、不服従と喧嘩で知られる、タフな元米海軍の水兵だった。白人の暴徒がスティーブストンに新設された日本人病院を焼き払うかもしれないという噂が渦巻く中、山崎は拳銃を手にもって一人で夜警に立ち、暗闇の中で姿の見えない襲撃者たちと銃撃戦を繰り広げた。日本人漁師たちは、白人による襲撃に備えて積極的に戦闘訓練を行った。缶詰工場から 1 匹あたり 20 セントの買取価格を確保した後、日本人たちは 7 月 24 日に漁を開始すると宣言した。これは、白人組合に対する宣戦布告に等しい動きであった。

**その圧倒的な力と団結を示すため、7 月 22 日と 23 日、推定 3,000 人から 4,000 人の日本人がスティーブストンを練り歩く大規模なパレードを行い、「バンザイ」と叫び、「帝国万歳」を歌った。**武装した先住民、激怒した白人ストライキ参加者、そして従順に屈服することを拒む日本人勢力を前に、缶詰工場側はパニックに陥り、軍の介入を要請した。カナダ当局は戒厳令を布告し、コノート公の民兵隊から 160 名の兵士をスティーブストンに派遣した。指揮官は、漁師の闘争の兆候が見られ次第、部隊は発砲すると警告した。警察と軍に護衛され、2,000 人の日本人漁師たちは大胆にもフレーザー川へと進出し、事実上ストライキを打破した。

翌年の 1901 年シーズン、州史上最大の紅鮭の遡上が見られたが、衝突の舞台は村の路地から河上の戦闘へと移った。陸上では日本人を威嚇できないと悟った白人組合は戦術を変更し、武装した巡視船を投入して、日本人が漁をするのを暴力的に阻止した。その後、フレーザー川では 1 週間にわたる激しい白兵戦の海戦が繰り広げられた。**白人組合の巡視船は日本人船に体当たりし、網を切り裂き、櫂や棒、斧を使って日本人を意識不明になるまで殴りつけるなど、残忍な肉弾戦を繰り広げた。**ある深刻な事件では、12 隻の白人巡視船が無防備な日本人船 5 隻を包囲し、男たちにライフルを突きつけ、船を破壊して、日本人漁師をボーエン島に置き去りにした。また、2 人の日本人漁師は行方不明となり、イングリッシュ湾で漂流していた彼らの船だけが発見された後、2 人は死亡したと推定された。

このテロ行為に対する日本人の対応は迅速かつ高度に組織化された武装自衛だった。彼らは船団を正式に分割し、半数は漁業に従事し、残りの半数は武装護衛として任務に就いた。水上での漁師を保護するため、独自の巡視艇を配備した。山崎は缶詰工場の旗艦『アルビオン』を指揮し、警察官を乗せて毎晩水域をパトロールし、白人の襲撃者を探した。7月10日の夜、数隻の日本人漁船が帰還しなかったことを受け、山崎と武装した乗組員たちは、救助および報復作戦を開始した。彼らは血まみれになったばかりの難破した日本人漁船5隻を発見し、間もなく白人の船と遭遇したが、その乗組員たちは彼らに拳銃を向けてきた。警察の支援を受け、日本人たちは襲撃者たちを制圧し、縛り上げ、3マイル離れたバンクーバー警察署まで連行した。山崎はまた、白人の暴徒によって島々に追放された日本人漁師たちを救助するため、自身の巡視艇を活用した。

日本人たちは物理的な自衛にとどまらず、カナダの司法制度を通じて攻撃者たちを積極的に追及した。捕らえられた白人襲撃者たちが裁判にかけられると、日本人漁師たちは敵意に満ちた満員の法廷を勇敢に歩き抜け、自分たちを襲った男たちを公の場で指し示した。彼らは根深い偏見を持つ白人の陪審員たちに直面した——裁判官からの明確な助言や、誘拐や強盗の明白な証拠があるにもかかわらず、襲撃者を無罪とするケースもあった——が、日本人の粘り強さは実を結んだ。白人組合の首謀者数名は有罪判決を受け、重労働刑に処され、白人漁師たちの公然たる暴力への意欲は著しく削がれた。

**1900年と1901年のストライキは、初期の日本人カナダ人が従順で服従的な被害者であるという固定観念を完全に打ち砕いた。**過酷な経済的搾取、根深い人種的敵意、そして命に関わる身体的暴力に直面し、フレーザー川の漁師たちは、武装した自衛、闘争的な地域社会の連帯、そして法的反撃という精巧な運動を展開した。彼らの断固とした組織的な抵抗は、業界での生き残りを確実なものとし、缶詰工場と敵対的な白人組合の両方に、ブリティッシュ・コロンビア州での存続権のために激しく戦う、手ごわい不屈の労働力として彼らを認めさせることになった。

### **3. バンクーバー暴動への反撃（1907年）：**

#### 概要

反アジアの暴徒がパウエル・ストリートの日本人居住区を襲撃した際、日系カナダ人たちは自衛のための自警団を結成した。「バンザイ」と叫びながら、彼らは棒や棍棒、鉄棒、ナイフ、瓶、そして屋根から投げ下ろす石の雨を用いて暴徒を撃退し、暴徒の進撃を完全に食い止めた。

#### 本文

1907 年の夏の終わり頃、ブリティッシュ・コロンビア州における反アジア人運動は、政治家、労働組合、そして扇情的な報道によって煽られ、沸点に達していた。同年 8 月に結成された「アジア人排斥連盟」は、アジア系移民の流入に抗議するため、9 月 7 日に大規模なデモを組織した。キャンビー・ストリーの広場から始まったパレードは、瞬く間に規模を拡大し、バンクーバー市庁舎周辺には推定 8,000 人の群衆が押し寄せた。群衆は、H・W・フレイザー牧師のような人物による扇動的な演説によって熱狂の渦に巻き込まれた。フレイザー牧師は、この州のアングロサクソン人の血が汚されると警告し、シアトルの「アジア人排斥連盟」書記である A・E・ファウラーは、ワシントン州で最近起きたアジア人に対する暴力的な追放事件に言及して群衆を煽った。ある中国系店の窓にレンガが投げ込まれたことをきっかけに暴動の火花が散り、暴徒はペンダー通りのチャイナタウンを席卷し、粉々になったガラスと略奪された店を後にしていった。中国人住民たちは扉をバリケードで塞ぎ、抵抗はせず、財産を暴徒のなすがままにした。

抵抗がないことに不満を抱き、「ジャップを攻撃しよう」と叫ぶ群衆の声に煽られて、約 1000 人と推定される暴徒は、その怒りをウェストミンスター通りを北上し、「リトル東京」として知られる日系カナダ人コミュニティの中心地であるパウエル通りへと向けた。彼らの暴力の矛先を最初に受けたのは、パウエル通りとウェストミンスター通りの角にある、川崎兄弟が経営する大型の乾物店だった。暴徒は店に石を浴びせ、大きなガラス窓を瞬く間に粉々にし、店内を廃墟と化した。通りを駆け下りながら、暴徒たちは窓を割り続け、日系人が所有する数十軒の住宅や店舗に損害を与えた。しかし、チャイナタウンで見られたような受動的な反応とは異なり、暴徒たちは組織的で戦闘的な反撃に直面しようとしていた。

暴徒が接近しているという知らせが広まると、パウエル通りには死のような静寂が降りた。明かりは消され、住民たちは近隣一帯を停電状態に陥らせ、暗闇の中で待機した。日系カナダ人たちは迅速に自衛部隊を組織した。帝国領事館の事務員である吉江三郎は、青山米吉ら他の地域リーダーたちと共に、主導的な役割を果たした。彼らは健康な若者たち——その多くは漁期を終えてスキナ川から戻ったばかりの独身漁師たちだった——を集め、警戒防衛部隊として組織した。防衛隊はカワサキビルなどの店舗の屋上に石、レンガ、瓶といった「武器」を備蓄し、負傷者の手当てを行う救護隊が結成され、女性たちは戦闘員を支えるための食料を準備した。一部の防衛隊員は、棒や棍棒、鉄棒、ナイフで武装した。年配の男性である大河原茂一は、日本刀を腰に帯び、ウェストミンスター通りとゴア通りの間の狭い路地「ピッシング・アレイ」で待機していたと言われている。

その夜遅く、暴徒たちが第二波の攻撃を仕掛けると、日系カナダ人たちは熾烈かつ組織的な反撃を開始した。当初は屋上から石や瓶を投げつけて暴徒を撃退するという防御戦術をとっていたが、防

衛側はすぐに街路へと飛び出した。「バンザイ！」と叫びながら、彼らは即席の武器を手に白人の暴徒群に襲いかかった。容易な獲物だと期待していた暴徒たちは、この激しい抵抗に完全に意表を突かれた。白兵戦が勃発し、日系カナダ人たちは兵士のような規律と激しさで戦った。ある住民、市野幸三郎は皮肉を込めてこう回想している。「あの暴動はまさに戦争だった……あの夜、私はまるで兵士だった」。この激しい反撃により、数人の暴徒が切り傷を負い、血を流し、パニックに陥った。その結果、白人の暴徒は動揺し、崩れ、最終的に日系人地区から撤退した。その後、英語圏のメディアはこの対決を誇張し、割れた瓶を手に剣を振るう日本人が先頭に立って突撃したという扇情的な話を報じたが、実際には組織的な抵抗によって暴徒の進撃は完全に打ち砕かれたのだ。

夜が更ける頃、警察の増援がようやく到着した時には、日系カナダ人たちはすでに自分たちの地区を守るため、見張りやパトロールを組織していた。通りは、すべての店や家の窓から漏れる光で照らし出され、コミュニティが警戒態勢にあり、いかなる緊急事態にも備えていることを示していた。実際、最終的にパウエル・ストリート周辺に敷かれた警察の封鎖線は、憤慨した日本人防衛者たちによるさらなる被害から白人暴徒を救ったものであり、その逆ではなかった。その緊張した不安定な雰囲気は日曜日まで続いた。日系カナダ人たちは憤慨しており、従順な態度をとる気など微塵もなかった。森川領事とベスーン市長は協議を行い、森川は日本人に対し、安全に退去できると保証した。ただし、見張りは夜明けまでアーク灯の明かりの下に留まることになった。こうした地域パトロールの有用性は、数日後にさらに実証されることになる。彼らはアレクサンダー通りの日本人学校で放火未遂を発見し、消防隊が到着する前に灯油を染み込ませた布で起こされた火を消し止め、未然に防いだのである。暴動後の数日間、コミュニティはさらなる暴力に備えた。屋根の上にはレンガや石が山積みされたままであり、金物店では銃器や弾薬が瞬く間に売り切れた。

1907年の日系カナダ人による力強く成功した反撃は、彼らが被害を受けることを甘受する従順な少数派であるという、当時広く持たれていた幻想を打ち砕いた。彼らの戦闘的な防衛姿勢は、カナダ当局者から、高まる不安が混じりつつも、しぶしぶながらの敬意を勝ち取った。ウィルフリッド・ローリエ首相はグレイ総督に対し、「日本人は闘志を見せた。これは喜びと不安の両方の原因だ。暴徒たちが当然の報いを受けたという点では喜びだが、これが日本人を非常に生意気にさせるかもしれないという点では不安だ」と報告した。その後、連邦政府は被害状況を調査するためマッケンジー・キングを派遣し、最終的に日系カナダ人に 9,036 ドルの補償金を支払った。しかし、この暴動は外交的介入のきっかけともなり、ブリティッシュ・コロンビア州の敵意を和らげるため、日本がカナダへの男性労働者の移住を自主的に制限するという 1908 年のルミュー協定に直接つながった。結局のところ、1907 年の暴動と日系カナダ人による激しい反撃は、コミュニティの団結を示す

決定的な瞬間となり、極めて敵対的な環境下において、自らの住まい、生計、そして身の安全を守るという揺るぎない決意を証明するものであった。

#### 4. 労働組合の結成（1920 年）

##### 概要

鈴木悦は、日系カナダ人の労働市場からの排除に対抗するため、日系カナダ人労働組合を結成し、新聞を発行して制度的な労働差別と闘った。

##### 本文

20 世紀初頭、ブリティッシュ・コロンビア州の日本人移民は、制度的な差別と職場での深刻な排除と差別に直面していた。製材業や鉄道労働といった同州の基幹産業において、日系カナダ人は最も賃金が低く、肉体的に過酷な仕事に追いやられ、差別的な賃金法の標的となっていた。さらに、人種的偏見と安価な労働力との競争への恐れに駆られた白人労働組合は、攻撃的な排斥主義者として振る舞い、政府に対しアジア系労働者の完全な排除を頻繁に働きかけた。こうした深く根付いた経済的疎外という状況に直面し、鈴木悦という先駆的な知識人が現れ、日系カナダ人コミュニティのために根本的に異なる道を切り開いた。

鈴木悦は、高い教養を持つ進歩的な思想家であり、日系カナダ人の労働環境を根本から変えた人物である。早稲田大学英文科を卒業した鈴木は、女性小説家の田村俊子と結婚し、日本では『満州』や『朝日新聞』の記者および文筆家としてキャリアを築いていた。1918 年 6 月、彼はバンクーバーの有力な日本語新聞の一つである『大陸日報』の主筆として招かれたことを機に、カナダへ移住した。彼の到着は反日排日運動が最高潮に達していた時期と重なり、同胞たちが直面する急速に悪化する経済危機の渦中に身を置くことになった。

鈴木悦の労働運動への転機となったのは、1920 年 5 月にスワンソン・ベイ製紙工場でストライキが発生した出来事だった。白人、中国人、日本人労働者からなる多民族の労働者が関与したこの労働争議は、アジア系労働者間の組織化が急務であることを浮き彫りにした。スワンソン・ベイでの出来事に触発された鈴木悦は、1920 年 7 月 1 日、日系カナダ人労働組合の設立を主導した。当初はバンクーバーの労働者に焦点を当てていたが、組織は急速に拡大し、ブリティッシュコロンビア州全域に支部を設立し、最終的には「日系キャンプ・ミル労働者組合」として知られるようになった。年配の保守的な実業家が支配する従来のコミュニティ団体とは異なり、鈴木悦の組合は、より幅広い教育

を受け、ホワイトカラーの経歴を持つことが多い若い一世（第一世代の移民）の集団を惹きつけた。

鈴木思想は、日系カナダ人が排除される主な原因は「労働者としての教育不足」にあるという信念に根ざしていた。彼は、人種差別の障壁を取り除く唯一の効果的な方法は、日系労働者を徹底的に訓練し啓蒙することだと主張した。彼の目標は、日系カナダ人労働者が白人労働者と同等の教育を受け、対等な立場で友好的に握手できるほどになることだった。鈴木組合は、孤立した防御的な姿勢に退くのではなく、主流の白人労働運動との有意義な接触、関与、協力を積極的に提唱し、階級連帯こそが人種差別の究極の解毒剤であると見なしていた。

そのビジョンを広め、労働者を教育するため、鈴木は 1920 年 8 月 1 日、週刊紙『ザ・レイバー・ウィークリー』を創刊した。この出版物は組合の中核機関紙として、組合員の啓蒙と進歩的な労働戦略の普及に尽力した。運動が勢いを増すにつれ、鈴木は 1924 年に『ザ・レイバー・ウィークリー』を日刊紙へと発展させ、『ザ・ピープルス・デイリー』（または『ザ・デイリー・ピープル』）と改題した。ジャーナリズムにとどまらず、組合は小売協同組合と職業紹介所を開設することで、組合員に実質的な経済的救済を提供しようとした。これは、従来の労働請負業者の搾取的な慣行に直接挑戦するものであった。

キャンプ・アンド・ミル・ワーカーズ・ユニオン（Camp and Mill Workers Union）の最も驚くべき成果は、歴史的に反アジア人運動を主導してきた白人労働団体との提携に成功したことである。1927 年、鈴木組合はカナダ労働総同盟（TLC）に正式加盟するという画期的な突破口を開いた。TLC は長きにわたり、日本人移民労働者にとって最も声高で執拗な敵の一角であり、日系人労働者を、彼らの生活水準と道徳水準の両方に対する脅威として頻繁に非難していたことを考えれば、この加盟はとりわけ注目に値するものであった。この成功を受け、同組合は 1931 年にバンクーバー・ニューウェストミンスター及びこの地域労働評議会に加盟することで、主流の労働組織体制への統合をさらに進めた。

しかし、この前例のない人種間の同盟は、純粋な利他主義から生まれたものではなかった。白人による主流の労働運動は、従来の排除戦略では、白人の賃金を守りきれていないと認識していたのだ。TLC は、日本人労働者との競争という「問題」に対する最も現実的な解決策は、彼らを組合組織に吸収し、実質的に賃金引き上げ闘争のパートナーとして迎え入れることだと結論付けた。日本人労働者の賃金期待値と生活水準を引き上げることで、白人系組合は、雇用主がアジア系労働者を利用して賃金を引き下げる能力を無力化することを目指した。その背後にある動機が何であれ、この加盟は、制度的な疎外と闘う日系カナダ人にとって、構造的な大勝利を意味した。

新たな同盟関係によって力を得たキャンプ・アンド・ミル・ワーカーズ・ユニオンは、その活動範囲を広範な市民的・政治的権利にまで拡大した。1931年にバンクーバーで開催されたTLC大会において、同組合はブリティッシュ・コロンビア州に対し、州選挙法の改正を求める正式な要請を承認するよう、議会を説得することに成功した。同組合は、カナダ生まれの日本人に対する「平等な待遇と完全な市民権」を求めた。さらに、「二重国籍」の問題についても、カナダへの揺るぎない忠誠と献身を証明するために日本国籍の放棄を一貫して主張するという、断固とした、かつ物議を醸す立場をとった。

また、同組合は二世（カナダ生まれの第二世代の若者）に対する進歩的な姿勢でも際立っていた。伝統的な一世の指導者たちが、頻繁に若い世代を厳しく批判し、日本の慣習への厳格な順守を要求していた時代において、キャンプ・アンド・ミル・ワーカーズ・ユニオンは二世に対して公然と称賛の意を表した。鈴木とその支持者たちは、コミュニティの未来が二世の成功にかかっていることを認識し、より広い白人社会との親密な和解と統合を図ろうとする二世の試みを心から支持した。

先見の明ある指導力と目覚ましい成功にもかかわらず、鈴木運動は日系カナダ人コミュニティ内部から激しい反対に直面した。商人や伝統的な権力者層が支配する保守的な組織である強力なカナダ日系人協会（CJA）は、この組合を直接的な脅威と見なし、両派閥の間には公然とした激しい敵意が生じた。組合の穏やかな社会主義的傾向と、日本における軍国主義の高まりを批判する姿勢は、「リトル東京」の既成勢力による保守的で親日的な気風とは完全に相容れなかった。さらに、多くの伝統的な一世は、雇用主への忠誠や恩義に関する根深い文化的価値観と矛盾するため、組合主義という概念そのものを忌避していた。

一部の批判者は、鈴木理想主義を当時の過酷な現実から乖離したものと見なした。例えば、日本人漁師に対し、白人漁師と「同じ階級の労働者」として手を組むよう奨励した彼の姿勢は、政府や白人労働組合が法的に日系カナダ人を漁業から完全に排除しようと画策していた1920年代においては、ナイーブに映った。鈴木悦は最終的に1932年12月にカナダを去った。キャンプ・アンド・ミル・ワーカーズ・ユニオン（漁場・製材所労働者組合）の組合員数は、8つの支部を合わせても約600人と小規模なピークにとどまったが、その遺産は深遠なものだった。労働組合の設立と専門紙の発行を通じて、鈴木は孤立に対する急進的かつ進歩的な代替案を示し、教育と人種間の連帯こそが、制度化された人種的排除に対する強力な武器となり得ることを証明したのである。

## 5. 漁業免許をめぐる訴訟（1924年～1929年）

### 概要

連邦政府が漁業免許の数を段階的に削減した際、日系カナダ人は「漁業者連絡協議会」を結成し、資金を集めて政府を提訴した。彼らは最終的に、1928 年のカナダ最高裁判所の判決および 1929 年の枢密院の裁定により、漁業を行う権利を勝ち取った。

## 本文

第一次世界大戦中および戦後直後、日系カナダ人漁師たちはブリティッシュ・コロンビア州の漁業において、その影響力と成功の絶頂期を迎えた。戦時中の高騰した物価と労働力不足により、彼らはかつてないほどの収益を享受し、1919 年までに 3,267 件の漁業免許を掌握し、その年の州内で発行された全免許のほぼ半分を占めるに至った。しかし、戦後の景気低迷により、職を求めて帰還した何千人もの白人兵士が流入し、高度な技能を持つ日本人に対する人種的敵意が再び激化した。ブリティッシュ・コロンビア州からの政治的圧力に屈した連邦海洋漁業省は、1919 年に、日本人への免許発行数を体系的に削減することで「漁業から東洋人を段階的に排除する」ことを目的とした政策を発表した。免許は帰化市民およびカナダ生まれの市民にのみ付与されていたため、この政策は、人種のみを根拠として、カナダ永住者として公認された外国生れのカナダ市民（日本人移住者を含む）を追い出し、貧困に陥れることを明確に意図したものであった。

この差別的な計画は、1922 年に一般にダフ委員会として知られる太平洋沿岸漁業委員会の設置により、急速に推進された。主にブリティッシュ・コロンビア州の漁業地区選出の国会議員で構成された同委員会は、白人および先住民の漁師のみに意見表明の機会を与え、日系カナダ人漁師の代表を完全に排除するという、極めて偏った調査を行った。日系カナダ人の排除がすでに政府の方針として確立されているという前提の下、ダフ委員会は「白人の大英帝国臣民および先住民以外」が保有する免許の抜本的かつ体系的な削減を勧告した。同委員会は、1923 年に日系カナダ人の漁業免許を 40%削減し、1925 年にさらに 15%削減することを義務付け、1932 年までにブリティッシュ・コロンビア州の海域から日系カナダ人漁師を完全に排除することを目的とした段階的な廃止を命じた。

こうした恣意的な削減がもたらした直後の影響は、日系カナダ人コミュニティにとって壊滅的なものだった。何千人もの男性が一夜にして生計の手段を奪われ、船や漁具への投資損失に対する政府からの補償は一銭もなかったからだ。広範囲にわたる苦境を和らげるため、スティーブストン漁師慈善協会のような地元団体は、免許を取り消された家族に 150 ドルから 350 ドルの救済金を支給しようと、必死に資金を集めた。職を失った漁師の多くは、未熟練労働者として全く新しい産業へ転身せざるを得なかった。元漁師たちは資金を出し合い、土地を購入して農業協同組合を結成した。1923 年に設立された「スティーブストン日系農民会社」などがその例である。

州政府と連邦政府が連携して彼らを業界から完全に排除しようとしていることを認識した、残された日系カナダ人漁師たちは、孤立した地域ごとの抗議活動ではもはや不十分だと悟った。1922 年、スキナ川北部の日系漁師たちは「第 2 地区漁師協会」を設立し、従来のコミュニティ指導者たちから独立した。歴史的な連帯の表れとして、この北部グループはスティーブストン漁民慈善協会および第 3 地区（バンクーバー島）の漁師たちと連携し、漁民連絡協議会を結成した。この統一された協議会は、連邦政府の免許削減政策に抵抗し、コミュニティの生存という基本的権利のために闘うことを目的とした中心的な組織となった。

連邦政府に対する法的闘争を開始するには多額の資金が必要であり、資金調達をめぐって日系カナダ人コミュニティ内で激しい内部抗争が起きた。1924 年、スティーブストン漁業組合はカナダ日本人協会（JAC）と帝国領事・五明砂（ごみょう・すな）に接触し、訴訟費用として、かつて旅券認証手数料で積み立てられた「特別口座」から資金を放出するよう要請した。五明領事は冷淡にこれを拒否し、カナダ政府に対する訴訟に勝つことは不可能だと宣言した。また、保守的な JAC も、政治的な波風を立てることを避けるため、この拒否を支持した。1925 年により理解のある領事である川曾達夫が就任し、資金の支出を承認すると、漁師たちは衝撃的な事実を知ることになった。JAC の幹部たちが、漁師たちに相談することなく、不十分な人口調査に「特別口座」の資金をすべて浪費していたのである。こうして漁民連絡協議会は、法的存続のための資金調達を完全に自力で賄わなければならなくなった。

1926 年、1927 年から年間漁業許可証をさらに 10%削減するよう求める新たな議会委員会の勧告に直面し、漁民連絡協議会は自費で連邦政府を提訴するという断固たる決断を下した。彼らはジャクリンとニューコムという二人の著名な弁護士を起用し、連邦政府による削減措置の合憲性に異議を唱えるためのテストケースを 1927 年に提起した。この極めて重要なテストケースが *sub judice*（審理中）であった間、海洋漁業省は法的に、日系カナダ人の漁業免許のさらなる削減を停止せざるを得なかった。

1928 年 5 月 1 日、カナダ最高裁判所は日系カナダ人漁師たちに有利な画期的な判決を下した。最高裁は、現行法の下では、ブリティッシュ・コロンビア州に居住し、かつ法的に資格を喪失していない大英国帝国臣民であれば、適切な申請を行い所定の手数料を納付すれば、漁業免許を取得する絶対的な権利を有すると裁定した。日系カナダ人漁師たちは帰化した大英帝国臣民であったため、裁判所は、連邦政府が人種的出自を理由に彼らから体系的に免許を剥奪する法的根拠はないと判断した。

この敗北を受け入れられない連邦政府は、争いを激化させ、最高裁判所の判決を、大英帝国の最高上訴裁判所であったロンドンの枢密院司法委員会に上訴した。漁師連絡協議会は、海外での上訴闘争にかかる莫大な費用を負担せざるを得なかった。ついに 1929 年 10 月、枢密院はカナダ政府の上訴を全面的に棄却した。枢密院は、日系市民のみを漁業から排除するというカナダ政府の標的型提案は、根本的に「正義と人道に反する」ものであり、大英帝国の国際的信用と日英同盟の両方に悪影響を及ぼすとの判断を下した。

この画期的な法的勝利は、日系カナダ人コミュニティに莫大な財政的負担を強いることとなった。この訴訟により、漁業連絡協議会は最終的に 4 万ドルの費用を負担することになった。1929 年の日系カナダ人漁師の平均年収はわずか 1,082 ドルに過ぎなかったため、訴訟費用は 1 人あたり平均約 200 ドルとなり、大恐慌の直前にあって、これは一家の年収の 20% 近くに相当する過酷な負担となった。

さらに、連邦政府は直ちに、裁判所の判決の趣旨を回避するための立法上の抜け道を模索した。本件がまだ枢密院に上訴中であるにもかかわらず、オタワは密かに新法を制定し、水産大臣に漁業権や免許の発行・保留に関する「絶対的な裁量権」を付与した。これは、大臣には以前そのような裁量権がなかったという最高裁判所の判断を迂回するものであった。こうした悪意ある政治的戦略にもかかわらず、漁業者連絡協議会の苦闘に満ちた法的闘争は、その主要かつ存亡をかけた目標を達成した。すなわち、ブリティッシュ・コロンビア州の漁業から日系カナダ人を組織的かつ計画的に排除するという動きを、見事に阻止したのである。1922 年のダフ委員会が定めた当初の連邦政府の計画によれば、1932 年までに海に出る日系カナダ人漁師は一人もいなくなるはずだった。しかし実際には、彼らの組織的な抵抗、信じがたいほどの経済的犠牲、そして最終的な法廷での勝利という直接的な結果として、1932 年には 1,998 人の日系カナダ人漁師が免許を維持し、生き残る権利を勝ち取った。

## 6. 日系カナダ人市民連盟の選挙権代表団（1936 年）

### 概要

日系カナダ人市民連盟（JCCL）は、二世 4 名からなる代表団をオタワに派遣し、特別委員会で証言を行わせ、日系カナダ人に選挙権を付与するための選挙法改正を積極的に求めた。

### 本文

1930 年代までに、日系カナダ人コミュニティは、二世として知られる第二世代が成人期を迎えるにつれ、人口構成と文化の両面で大きな変化を遂げていた。1931 年までに 1 万人を超えたこれらのカ

カナダ生まれの若者たちは、移民である両親とは全く異なる存在であった。カナダの公立学校制度で教育を受けた二世たちは、アングロ・カナディアン（英国系カナダ人）文化に同化するという教育の基本方針の影響を強く受けており、代議制政府と民主主義の理想を熱烈に信じていた。しかし、彼らが完全にカナダ化していたにもかかわらず、人種という理由だけで、州および連邦の選挙権を含む市民としての基本的権利を体系的に否定されていた。法的・経済的平等の実現を移民世代（一世）に委ねることはできないと悟った二世たちは、1936年の春、日系カナダ人市民連盟（JCCL）を結成した。JCCLは、伝統的な一世の支配から独立した統一された集団的戦線を築くために設立され、その最終目標は完全な市民権を確保し、二世をカナダ社会に不可欠な一部として統合することにあった。

JCCLによる最初の主要な政治活動の直接のきっかけとなったのは、1936年2月の下院での討論であった。カナダ共同連邦党（Co-operative Commonwealth Federation; CCF）のアンガス・マッキニス下院議員が、カナダで生まれ育ったアジア系住民への選挙権付与を求める動議を提出したが、186対15という圧倒的な票差で否決された。マッケンジー・キング首相は、この否決を正当化するために、「わたしは、アジア系住民自身も、一般市民も、アジア系住民への選挙権付与を主張しているとは認識していなかった」と主張した。この一蹴に対し、JCCLは選挙法改正を要求するため、代表団をオタワに派遣し、選挙・選挙権法特別委員会で証言することを決定した。この任務に向けた動員は、若い世代の犠牲によって支えられた草の根の地域活動であった。ある代表者が後に述べたように、この旅は、何百人もの少年少女が25セントや50セント硬貨を寄付し、映画やアイスクリームソーダを犠牲にして政治闘争の資金を工面したおかげで実現したのだ。

主張を正式に提示するため、JCCLはバンクーバーの弁護士T.G.ノリスを起用し、彼は妥協のない62ページに及ぶ意見書を作成した。ノリス氏の意見書は、人種に基づく選挙権剥奪を「産業上の便宜のための武器であり、人種抑圧の手段である」と非難し、二世から選挙権を奪うことは同化を阻害し、恒久的に抑圧された経済的少数派を生み出すと警告した。衝撃的な対比として、この意見書はカナダによる選挙権の拒否を、ヒトラーのユダヤ人に対する政策になぞらえ、啓蒙されたカナダが本当に「血の浄化」を望んでいるのかと問いかけ、この非合理的な道筋が最終的にカナダに多大な代償を強いることになるだろうと警告した。

JCCLの大胆な政治的駆け引きは、日系カナダ人コミュニティ内で、すべての人たちの支持を得たわけではなく、カナダ生まれの若者たちと移民である両親との間に広がる文化的・世代的な隔たりを露呈することとなった。伝統的にコミュニティの主要な代弁者としての役割を果たしてきた、一世が主導する強力な組織であるカナダ日本人協会（CJA）は、二世代表団に強く反対した。CJAは、

JCCL が自らの確立された権威に異議を唱えたことを快く思わず、敵対的な白人社会の中で変化を求め、不満を是正するための「適切な」方法について、両世代の間に根本的な亀裂があることを浮き彫りにした。

内部の反対にもめげず、JCCL はオタワへ派遣する代表として、高学歴で弁の立つ 4 名を選出した。学校教師の清水秀（旧姓兵頭）、保険代理人の小林稔、歯科医のエドワード・伴野、そして大学講師のサミュエル・I・早川である。1936 年 5 月 22 日、4 人の代表団が全政党からなる 12 名の庶民院委員会に姿を現すと、彼らは即座に東部の政治家たちの予想を裏切った。議員たちはカナダ生まれの二世の実情についてあまりにも無知であったため、委員会のボースウェル委員長は事前に、代表団に通訳が必要かどうかを尋ねていたほどである。**彼らの話を聞いた保守党のジョン・リッチー・マクニ科尔議員は驚きを表明し、代表団の「見事な英語力」を称賛した。**このやり取りは、東洋系住民の「同化不能性」という反日政治家たちが紡ぎ出した暗い神話や固定観念に、カナダ人がいかに容易に欺かれていたかを如実に物語っていた。

公聴会において、4 人の日系二世代表団員は、自らの適応力、「極めて完全なカナダ化の過程」、そして選挙権を行使するにふさわしいことは疑いようがないことを強調した。バンクーバー生まれでウィスコンシン大学で教鞭を執っていた二世の早川は、委員会に対し熱弁をふるった。彼は政治家たちに、代表団が単なる例外的な孤立した集団ではなく、この国に属することを切望する数千人のカナダ市民を代弁する、弁の立つ代表者たちであると断言した。彼は、ある日系カナダ人の親が「自分に与えられなかった選挙権を子供たちが得られれば、安らかに死ぬる」と語ったという言葉

を、感動的に引用した。

日系二世代表団による説得力ある陳述に対し、ブリティッシュ・コロンビア州の政界勢力は激しい反撃に出た。その後の委員会会議では、伝統的な反日派の A・W・ニールとトーマス・リード両下院議員が出席し、反証を提示して JCCL 代表団の信用を激しく傷つけようとした。ニールは委員会に対し、「魅力的な女性や洗練された紳士たち」は、投票権を求める東洋系住民の大多数を代表するものではないと述べた。リードは、カナダ生まれの日本人と日本在住の日本人は同じであると主張する書面を提出し、この選挙権運動全体が日本帝国政府とその領事によって仕組まれた陰謀であると主張した。ニールは、二世たちの正義を求める訴えを「法的な言葉遊び」「涙を誘う話」「戯言」として激しく一蹴した。彼は委員会に対し、連邦選挙権を認めることは「氷山の一角」となり、必然的にブリティッシュ・コロンビア州における日本人の政治的・経済的支配につながるだろうと警告した。恐怖を植え付けようと必死になったニールは、人口統計上の現実を大げさに誇張し、有権

者資格を持つ者は 5,400 人未満であるにもかかわらず、2 万 5,000 人の日本人が投票所に殺到すると警告した。

1936 年の公聴会の結果は、二世たちにとって予想通り、そして落胆すべき敗北となった。連邦選挙での投票権は法的に州の選挙人名簿に紐づいていたため、ブリティッシュ・コロンビア州の差別的な法律を覆すには、議会が並外れた憲法上の措置を講じる必要があったからだ。主要な二大政党はいずれも、アジア系住民への連邦選挙権拡大に断固として反対し続け、議会は不正を是正するための何らの措置も講じなかった。投票権の獲得には失敗したものの、1936 年のオタワへの代表団派遣は、日系カナダ人の歴史における画期的な転換点となった。これは二世世代の政治的成人式を象徴するものであり、彼らが自主的に組織化し、民主的権利を明確に主張し、国家の舞台で制度的な人種差別に立ち向かう能力を有することを証明した。ブリティッシュ・コロンビア州では正義が実現できないという苛立たしい現実の認識は、二世のカナダの他の州への移住という「大冒険」のきっかけともなり、野心的な若者たちを駆り立て、故郷の州が執拗に拒み続けた平等を求めて、やがてロッキー山脈の東側、トロントのような地へと移り住むことにつながった。

## II. 第二次世界大戦中

### 1. 二世集団移動グループ (The Nisei Mass Evacuation Group; NMEG) (1942 年)

#### 概要

成人男性を家族から引き離して道路建設キャンプに送るという政府の命令を拒否し、NMEG は市民的不服従運動を展開した。彼らは公の場で最後通告を出し、RCMP (カナダ王立騎馬警察) から身を隠し、盗んだ「中国系カナダ人」の身分証を身につけて夜間行動を行い、夜間外出禁止令を回避した。数百人が道路建設キャンプへの移動命令に背き、抗議の手段としてアンガーやペタワワのような捕虜収容所への収容を自ら選び、最終的に政府に BC 州内陸部の強制収容所内での家族再会を認めさせることに成功した。

#### 本文

1942 年に二世大量移動グループ (NMEG) が開始した市民的不服従運動は、戦時中の強制移動における日系カナダ人の抵抗運動の中で、最も注目すべきでありながら、しばしば見過ごされてきた。連邦政府が成人男性を家族から引き離し、ブリティッシュ・コロンビア州内陸部の隔離された道路建設キャンプへ配属するよう命じた際、NMEG はこの指令を即座に拒否した。彼らの拒否は衝動的なものではなく、家族の強制的な分離が、カナダの民主主義の理想と、市民およびカナダ居住者双方に保障されるべき基本的な尊厳の両方を侵害するという、原則に基づいた信念に根ざしていた。

戦時下の必要性として提示された政府の方針は、日系カナダ人にとって家族生活の根幹への攻撃として受け止められた。これに対し、NMEG は非暴力抵抗の組織的な運動を展開し、国家の権威に異議を唱え、カナダ連邦政府の公平と正義の公約に潜む矛盾を暴いた。

NMEG の戦略は、公の抗議、秘密裏の組織化、そして象徴的な反抗行為を組み合わせたものであった。彼らは連邦当局に対し、強制移動の過程において家族が共にいられるよう求める公開最後通告を発した。これらの最後通告は単なる形だけの行為ではなかった。それらはカナダの価値観に訴えかけ、憲法上の権利を主張し、国外ではファシズムと戦うと称しながら国内では差別的な政策を強いる政府の道徳的矛盾を浮き彫りにする、入念に練られた声明であった。こうした訴えが無視されると、NMEG は抵抗をエスカレートさせた。メンバーはカナダ王立騎馬警察（RCMP）から身を隠し、道路建設キャンプへの配属命令への出頭を拒否した。連邦政府の命令を無視することは、逮捕や投獄、あるいはそれ以上の事態を招きかねないため、この行為だけでも重大なリスクを伴っていた。それでも NMEG は、もし政府の命令に従えば、自分たちが根本的に不当だと見なす政策を正当化することになると信じ、抵抗を続けた。

彼らの抵抗活動で最も際立っていた点の一つは、日系人全員に課された夜間外出禁止令を巧みに回避した創意工夫だった。日没後も組織活動が続けるため、NMEG のメンバーは「中国系カナダ人」用に指定された盗んだ身分証を身につけ、当時の人種に基づく警察の取り締まり慣行を利用した。当局が民族グループを区別するために視覚的な目印や身分証に大きく依存していたため、これらの身分証のおかげで、NMEG の組織者たちは夜間に街中を移動しても疑われることなく済んだ。この戦術は実用的であると同時に象徴的でもあった。それは人種分類システムの不条理を露呈させると同時に、移動や結社の基本的な自由を行使するためだけに、日系カナダ人がどれほど過酷な手段を強いられていたかを示していたのだ。

政府が順守を強制する動きを強める中、数百人の NMEG 支持者たちは劇的かつ前例のない選択をした。道路作業キャンプへの命令に従う代わりに、彼らはオンタリオ州のアングラーやオンタリオ州北部のペタワワといった捕虜収容所（POW キャンプ）への収容を自ら進んで受け入れた。これらの施設は敵の戦闘員や政治犯を収容するために設計されたものであり、何の罪も犯していない民間人のためのものではなかった。しかし NMEG は、収監という状況を抗議の手段へと変えた。従順に従うよりも収容を選んだことで、彼らは政府を道徳的・政治的なジレンマに追い込んだ。もし国家が日系カナダ人を戦闘任務には不適格な忠実な臣民だと主張するなら、なぜカナダ軍兵士でない彼らを POW 収容所に収容することを正当化できるのか。逆に、もし彼らが危険だと主張するなら、

強制移動は単なる予防措置に過ぎないという以前の主張をどう擁護できるのか。NMEG の行動は、これらの矛盾を鮮明に暴いた。

捕虜収容所での生活は過酷だった。収容者たちは極寒、孤立、そして無期限の拘禁による精神的苦痛に耐えなければならなかった。それでも多くの NMEG メンバーは後年、アングラーやベタワワでの日々が連帯感と目的意識に満ちていたと回想している。彼らは自らの収監を、不正に対する集団的な抵抗であり、家族とコミュニティの尊厳を守るための犠牲だと捉えていた。彼らの抵抗は、日系カナダ人が受動的あるいは従順であるという固定観念にも異議を唱えるものだった。それどころか、これらの行動は、日系カナダ人が差別的な国家権力に対し、組織的かつ原則に則り、勇気ある反対行動をとることのできるコミュニティを形成していることを明らかにした。

当初、自らの政策が大きな抵抗なく実施されると確信していた政府は、まもなく正当性の危機に直面することになった。数百人の男性が道路建設キャンプへの入所を拒否したことで、ブリティッシュ・コロンビア州保安委員会の強制移動は混乱し、強制移動の強制的な性質に、連邦政府の望まぬカナダ市民一般の注目が集まることになった。コミュニティ内で広く回覧され、時折同調的な新聞でも報じられた NMEG の公式声明は、この問題を戦時下の安全保障の問題ではなく、公民権の問題として位置づけた。家族の団結を主張する彼らの姿勢は、支配的な人種的偏見にもかかわらず、夫と妻、父と子を引き離すことの不当性を認識していた多くのカナダ人の心に深く響いた。

結局、政府は政策を修正せざるを得なくなった。高まる抵抗、行政上の遅延、そして忠実な民間人を捕虜収容所に収容することによる政治的恥辱に直面し、連邦当局は最終的に、内陸部の収容所内での家族の再会を許可した。この譲歩は、強制移動に伴う広範な不正義を解消するものではなく、公平な扱いへの転換を示すものでもなかった。しかし、これは NMEG にとって重要な勝利であり、国家的な危機のさなかにあっても、組織的な市民的不服従が連邦政府の政策に影響を与え得ることを示した。この決定により、その後の困難な数年間、何千もの家族が共に過ごすことが可能となり、移住によるトラウマを解消したわけではないが、和らげることに繋がった。

NMEG による市民的不服従運動は、日系カナダ人の歴史において独自の位置を占めている。それは、日系コミュニティが戦時中の政策を静かに受け入れたという通説に異議を唱えるものである。むしろ、それは公的な擁護活動、戦略的な不従順、そして個人的な犠牲を組み合わせ、洗練され、道徳的基盤に裏打ちされた抵抗運動を明らかにしている。彼らの行動は後の公民権運動を先取りし、戦後の補償努力の礎を築く一助となった。カナダ人としての権利を主張し、尊厳を侵害する政策を受け入れなかったことで、NMEG は、疎外されたコミュニティであっても主体性を持ち、不当な権威に異議を唱える能力を有していることを示した。

振り返ってみれば、NMEG の抵抗は、特に国民が恐怖と不確実性に苛まれる時期において、市民的自由がいかに重要であるかを浮き彫りにしている。彼らの物語は、民主主義の原則が政府だけでなく、正義の名の下にリスクを冒すことを厭わない一般市民によっても守られなければならないことを示している。NMEG の遺産は、単なる抗議にとどまらず、国家によって課された逆境に直面してもなお、日系カナダ人が、家族とコミュニティを守り抜くための不屈の精神、連帯、そして揺るぎない決意を保持して事の証である。

## 2. 移民局舎騒動（1942 年 5 月）

### 概要

バンクーバー移民局舎に収容されていた被収容者たちは、面会制限に抗議するため、3 階に立てこもり、窓を割ったり、ゴミを投げつけたり、消火ホースから水を放水して警備員に浴びせたりした。

### 本文

1942 年の春、太平洋戦争の勃発を受けて、カナダ連邦政府はブリティッシュ・コロンビア州の保護沿岸地域から 2 万人以上の日系カナダ人を強制移住させる措置を開始した。政府が当初実施した戦略では、日系カナダ人の成人男性は家族から引き離され、ブリティッシュ・コロンビア州内陸部やオンタリオ州の孤立した道路建設キャンプへ送られることになっていた。この強制的な家族分離政策は、日系カナダ人コミュニティ内に深い苦痛と怒りを引き起こした。主な稼ぎ手が連れ去られる一方で、女性や子供たちはヘイスティングス・パーク集結所の混沌とした状況に放置されたからである。差し迫った分離は、カナダ生まれの二世の間で過激な抵抗運動を引き起こし、それは最終的に 1942 年 5 月 13 日、バンクーバー移民局ビルでの暴力的な対立へと発展した。

道路建設キャンプに送られた男性たちは、悲惨な将来の見通しに直面し、それがより広範な抵抗運動に拍車をかけた。収監と家族離散による心理的トラウマに加え、収容者たちは貧困への恐怖に苛まれていた。ブリティッシュ・コロンビア州内陸部における一般労働者の時給相場が 60 セントであったのに対し、政府が日系カナダ人の収容者に支払った賃金は、わずか 25 セントから 35 セントに過ぎなかった。この賃金から、食費として月 22 ドル 50 セントが差し引かれ、さらに家族扶養費として 20 ドルが追加で天引きされた。その結果、1 日 8 時間働く既婚男性は、手取りで月 7 ドル 50 セントしか得られないこともあった。この制度が不当であり、コミュニティの存続を脅かすものであると認識した若い二世の反体制派は、より従順な日系カナダ人市民評議会から離脱し、二世大量移動グループ（NMEG）を結成した。

田中富士一やロバート・Y・下田らを指導者とする NMEG は、政府の命令に積極的に反対した。

1942 年 4 月 15 日、ブリティッシュ・コロンビア州保安委員会（BCSC）宛ての公開書簡において、彼らは家族の引き裂きを命じる命令に対し、断固として「ノー」を宣言した。彼らは、夫と妻や子供たちを強制的に引き離すことは、カナダの戦争遂行に何の貢献もせず、基本的人権を完全に無意味に剥奪するものであると主張した。その要求を貫くため、140 人以上の二世が道路作業キャンプへ移動するという命令に背き、地下に潜った。彼らは空き家に寝泊まりし、親戚の家に身を隠し、当局が課した厳格な日没から夜明けまでの外出禁止令を回避するため、盗んだ「私は中国人です」という身分証を身につけて夜間に移動した。

道路作業キャンプに従うよりも、命令に積極的に反抗することで失うものは何もないと、これらの若者たちの多くは結論づけた。彼らは自発的な収容を、高潔な自己犠牲の一形態であり、政府の非人道的な政策に対する怒りを示す前向きで積極的な方法だと捉えていた。この自発的収容の波は、1942 年 4 月 25 日、スティーブストンとバンクーバーから 66 人の若者がバンクーバー入国管理事務所に到着し、収容を要求したことで大幅に拡大した。800 人の支持者たちの声援に後押しされ、BCSC（ブリティッシュ・コロンビア州保安委員会）のオースティン・テイラー委員長が当初その要求を拒否したものの、4 人の代表者が建物内に押し入った。彼らは警備員の銃に弾が入っていないことに気づいていた。最終的に、RCMP（カナダ王立騎馬警察）のフレデリック・J・ミード副長官が呼び出され、彼らの捕虜収容所への移送の要求を認めた。5 月 13 日までに、これらの抗議者のうち 96 名はすでにオンタリオ州ペタワワの捕虜収容所へ移送されており、さらに 106 名の反体制派が移民局舎内で移送を待っていた。

移民局ビル内の雰囲気は極めて緊迫していた。3 階には 130 人の男性が一緒に収容され、自らの運命を待っていたからだ。悪名高い 5 月 13 日の暴動の直接的な引き金となったのは、収容者の家族や友人が建物に近づいて話しかけたり、食料を渡したりすることを禁じる新たな命令が出されたことだった。愛する者たちとの最後の物理的なつながりを断ち切るこの新たな制限に不満を抱いた収容者たちは、次第に落ち着きを失っていった。彼らは、より上位の当局に対して自らの意見を述べる機会を求めた。

5 月 13 日午後 1 時 30 分、警備担当官が事態に対処するために到着した。受刑者たちは直ちに、政府に対し家族単位での移送を実施し、面会者への制限を撤回するよう正式に要求する書簡を彼に手渡した。監禁状態と当局の硬直した姿勢に苛立ちを募らせた日系人たちは、抗議の手段を文書による請願から物的破壊へと急速にエスカレートさせた。一部の日系人は消火ホースを哨戒兵に向け、自分たちが収容されていた部屋を激しく破壊し始めた。この騒々しいデモの最中、男たちは窓を割

ったり、トイレトペーパーやゴミを建物から下の地面へ投げ捨てたりし、さらに自分たちの部屋と、残りの日系人収容者が拘束されていた隣接する部屋を隔てる壁を破壊することに成功した。この劇的な反抗行為により、NMEGの二次的な目標がついに達成された。それは、それまで反体制派の公開書簡の掲載を拒否していたバンクーバーの報道機関の注目を集めることだった。

当局は激化する暴動に対し、大規模な軍事力を投入して対応した。午後4時、バンクーバー防衛部隊の指揮官であるD・R・サージェント准将が移民収容所に到着し、抗議する収容者たちの代表団との面会を申し出た。しかし、反抗的な収容者たちはその申し出をきっぱりと拒否し、代わりに准将が自分たちのところに来るべきだと主張した。この不服従に直面した当局は、施設の支配権を確保するため、第1アイルランド・フュージャリア連隊から80名の兵士を移民収容所へ投入し、警察用警棒を支給した。

軍との対峙は夕方まで続いた。午後6時、収容者たちは3階に散乱させた割れたガラスや破片を片付けるよう命じられた。収容者たちが頑なに従うことを拒むと、サージェント准将は報復として、収容者への夕食の提供を中止するよう命じた。この懲罰的措置は、激怒した収容者によるさらなる器物破損を招くだけであり、最終的に軍は催涙ガスを投下して暴動を強制的に鎮圧することとなった。兵士たちは午後9時ようやく現場から撤収した。

施設内で暴動が繰り広げられる中、日本国旗を掲げた支持者グループが外部から敷地内への侵入を試みたが、当局によって穏やかに引き返させられた。騒動の余波を受け、すべての訪問者を敷地内に入れないよう厳重な警告が発せられ、建物への進入路を警備するため兵士が常駐することとなった。世論の受け止め方をコントロールし、政治的波紋を最小限に抑えるべく、BCSCのオースティン・テイラー委員長は報道陣に対し、暴動の深刻さを積極的に軽視し、この事件を「何よりも遊び心のあるもの」と表現した。

結局のところ、5月13日にバンクーバー移民局で起きた暴動は、戦時中の差別的な政策に対する日系カナダ人の抵抗を力強く示す出来事となった。騒動とその後の逃亡劇を経て、抵抗者たちはオンタリオ州のベタワワやアングラーといった厳重な警備の捕虜収容所に移送され、そこで枢軸国の戦闘員たちと共に収容された。しかし、彼らの進んでの自己犠牲と過激な抗議行動は、長い目で見れば極めて効果的であった。二世集団強制移動グループ(NMEG)による組織的な抵抗は、非暴力抵抗、ストライキ、そしてあからさまな反抗を通じて、政府の道路建設キャンプ計画を事実上機能不全に陥らせた。家族と引き離された状態では、彼らが進んで労働力として働くことはないだろうと悟った連邦政府は、屈服せざるを得なかった。1942年6月30日、NMEGの指導者である内堀重一と吉田悦司との交渉を経て、当局は家族分離を停止し、ブリティッシュコロンビア州内陸部の収容

所へ家族一同で移住することを正式に認めた。これにより、移民局ビルで抗議を行った者たちの多大な犠牲が正当化されたのである。

### 3. 道路建設キャンプでのストライキ（1942 年 6 月）

#### 概要

孤立した道路建設キャンプ（ブリティッシュコロンビア州ゴスネル、アルバータ州ガイキーやデコイグなど）に配属された日系カナダ人男性たちは、ストライキを起し、道具を置き、作業を拒否した。彼らは家族との再会を求め、賃金の遅配に抗議し、その結果、キャンプは事実上機能停止状態に陥った。

#### 本文

1942 年の春、太平洋沿岸から 2 万人以上の日系カナダ人を強制的に追放するというカナダ連邦政府の方針の一環として、成人男性を家族から引き離す組織的な計画が実施された。ブリティッシュ・コロンビア州保安委員会（BCSC）は、18 歳から 45 歳の男性に対し、妻や子供を残して、ブリティッシュ・コロンビア州内陸部やロッキー山脈にある、ホープ・プリンストン、レベルストーク・シカマス、イエローヘッド・ハイウェイなどの道路建設現場といった、人里離れたキャンプへ移動するよう命じた。政府はこの「部分的な避難」を、危険視された男性たちを海岸部から迅速に排除しつつ、切実に必要とされていた大陸横断道路網の建設において彼らを安価な労働力として活用する理想的な方法と見なしていた。しかし、この強制的な家族分離政策は深い苦痛を引き起こし、最終的には激しい抵抗運動の波を引き起こした。ブリティッシュ・コロンビア州のゴスネルや、アルバータ州のガイキー、デコイグなどの遠隔地のキャンプに配属された男たちは、やがて組織的なストライキを起し、道具を置き、労働を拒否した。これにより、政府の道路建設計画は事実上、麻痺状態に陥った。

こうした孤立した道路建設キャンプ内の環境は、即座に不満を招いた。キャンプの物理的な環境は概ね良好であったが、心理的・感情的な面では極めて不健全であった。政府は公式には、日系カナダ人は単なる労働者であり、戦争捕虜ではないと主張していたが、収容者たちは実情を熟知していた。彼らはカナダ王立騎馬警察（RCMP）の監視下で移送され、法的にキャンプ敷地外への立ち入りを禁じられていた。この監獄のような雰囲気は、各収容所に配置された 4 人の武装した RCMP 特別巡査の存在によって、常に強められていた。表向きは近くの鉄道線路を警備するためだったが、収容者も一般市民も、RCMP を潜在的な破壊工作員を見張る看守だと見なしていた。人里離れた荒

野に隔離され、氷点下の気温に悩まされ、つるはしやシャベルといった不十分な工具で雑用を強いられる中、男たちはますます苛立ちと憤りを募らせていった。

投獄と同様の環境という屈辱に加え、男たちは過酷な経済的搾取にも直面していた。貧困への恐怖は絶え間ない不安の種であり、それは連邦政府によって決められたわずかな賃金に直接起因していた。当時、ブリティッシュ・コロンビア州内陸部における一般労働者の標準時給は 60 セントであったが、政府は日系カナダ人の収容者に対し、時給 25～35 セントしか支払わなかった。その理由は、「敵性外国人」の収入はカナダ軍の最下級兵士よりも多くあってはならないというものであった。理論上の月額賃金 50 ドルから、政府は食住費として 22.50 ドルを差し引き、既婚者には家族扶養費としてさらに 20 ドルが自動的に控除された。その結果、**1 日 8 時間、月 25 日働いた既婚男性の純収入は、わずか 7.50 ドルに過ぎなかった。**さらに、このわずかな報酬の支払いはしばしば遅延し、自分たちが貧困層に貶められていると感じる労働者たちの間に、計り知れない不満を生み出した。

しかし、最も耐え難い苦痛は、家族との強制的な引き離しであった。多くの男性は突然自宅から引き離され、妻や子供たちはバンクーバーのヘイスティングス・パーク集合センターという混沌とし、不衛生な狭い空間に取り残されたり、沿岸の村で生計の立てようも見えないまま孤立させられたりした。正確な情報を得られない道路建設キャンプの労働者たちは、家族が耐えている悲惨な状況に関する暗い噂にさらされ続けた。この離別による精神的苦痛のため、男たちは協力する気など全く失っていた。二世の収容者であり、かつてのコミュニティリーダーで、ある収容所に配属されたキンジー・タナカは、BCSC に対し、その心理的実態を雄弁に説明した。「**男を家族から無理やり引き離しておきながら、進んで働くことを期待することはできない。家族と引き離された男たちは、家族のことを心配せずにはいられない。そうでなければ人間ではない。**」タナカは、過酷なテナサイ畑に送られた日系カナダ人たちが懸命に働いたのは、単に家族と一緒にいられたからに過ぎないと指摘した。

尊厳を奪われ、貧困に陥り、家族を深く案じる男たちは、1942 年半ばまでに組織的な抵抗運動の格好の基盤となった。問題児や思想的な抵抗者たち、時に「ガンバリヤ」（不屈の者たち）とも呼ばれた人たちは、収容所内で広まっていた士気の低下を利用し、扇動を始めた。男たちの不満は当初、作業の著しい遅延という形で表れた。レヴェルストーク近郊の収容所では、男たちの実際の労働時間は 1 日平均わずか 2～4 時間に過ぎなかった。この受動的抵抗は急速に公然たる反乱へとエスカレートした。1942 年 6 月中旬、アルバータ州のガイキーとデコイグネ（デスコイグネ）、およびブリティッシュコロンビア州のゴスネルにある道路建設キャンプで、大規模な無断ストライキが勃発

した。労働者たちは単に道具を置き、働くことをきっぱりと拒否した。ヤード・クリーク（Yard Creek）のキャンプでは、抗議行動がキャンプのタイムキーパーとの直接的な衝突にまで発展した。こうした組織的なストライキにより道路建設プロジェクトは完全に麻痺し、キャンプを運営していた鉱山資源省（Department of Mines and Resources）の職員たちは、労働者を解雇することも、彼らの要求に応じることもできず、為す術を失った。

カナダ当局は威嚇によって反乱を鎮圧しようとした。当初、この騒動を「些細な出来事」と一蹴していた RCMP（カナダ王立騎馬警察）は、ストライキ中のキャンプに突入し、いわゆる「首謀者」29 名を逮捕した。これらの男たちは武装警備の下、バンクーバーの移民収容施設へ移送され、その後、オンタリオ州のアングラやペタワワといった厳重な警備の戦犯収容所に収監された。しかし、政府は間もなく、戦犯収容施設への移送という脅威が、抑止力として全く効果がないことに気づいた。**道路建設キャンプの収容者たちは、収容所で支払われる捕虜手当の方が、道路建設キャンプでの搾取的な賃金よりも、実際には月々の手取り収入が多くなることにすぐに気づいた。**さらに、集団からの圧力と強い連帯意識が、ストライキに参加する労働者たちの間に、絶対的な結束を維持させた。BCSC のオースティン・テイラー会長が抵抗の理由を説明するよう求めた際、ある収容者は率直にこう答えた。「男たちは、単に『皆同じ船に乗っている』という理由だけで、トラブルメーカーたちを支持している。だからこそ、団結することが必要だと考えているのだ」と。

道路建設キャンプが完全に機能不全に陥ったことで、連邦政府内部では事態の深刻さが認識されるようになった。1942 年 5 月下旬から 6 月にかけて、BCSC の当局者たちには、男性たちに家族と再会できるという希望を与えなければ、道路建設キャンプ計画は失敗に終わることは避けられないという現実が明らかになった。RCMP の S・T・ウッド長官は、司法大臣に対し、不安はさらに高まるばかりだと指摘し、できるだけ早く家族の再会を実現するよう強く求めた。日系カナダ人労働者たちの団結した決意を打ち砕くことはできないと悟った F・J・ミード副長官と BCSC の医療監督官ライアル・ホジンス医師は、6 月中旬にオタワへ赴き、連邦政府に対し分離政策の放棄を直接説得した。ミードは、ゴスネルでのストライキは、「**家族を団結させ続けなければ、同様のトラブルがさらに続く前兆に過ぎない**」と警告した。

この断固とした市民的不服従に直面し、労働省はついに屈服した。政府は、男性たちを無期限に隔離し続けるという計画を撤回し、家族と一緒に収容されることができるよう、スローカン・バレーおよびブリティッシュ・コロンビア州ホープ近郊にバラックのキャンプの建設を許可した。ストライキに悩まされていた道路建設キャンプのうち、最も非効率なものは閉鎖を命じられ、既婚の男性たちは内陸部へ移送され、再会した家族を収容するまさにその抑留キャンプの建設に従事すること

になった。ゴスネル、ガイキー、デコイグなどの収容所において、断固とした労働拒否、作業放棄、そして組織的な無断ストライキを通じて、これらの日系カナダ人男性たちは政府の最も残酷な政策の一つを打ち破ることに成功し、家族の絆を犠牲にして従順な奴隷労働力として利用されることは決してないことを証明した。

#### 4. ガンバリヤ（不屈の者たち）

##### 概要

イデオロギーに基づく抵抗派の一派が、ブリティッシュ・コロンビア保安委員会当局に対して積極的に反抗した。彼らは義務付けられた登録をボイコットし、協力を求める日系カナダ人の指導者たちに反対し、非協力によって当局の機能を妨害した。

##### 本文

1942 年初頭、カナダ政府は広範かつ人種差別的な政策を施行し、2 万 2 千人以上の日系カナダ人を太平洋沿岸から強制的に追放し、彼らの家や事業、市民的自由を奪った。この強制移動と収容の混乱の中、歴史的に「ガンバリヤ」（不屈の者たち）として知られる強硬な思想的抵抗派が現れた。この派閥は、日系カナダ人が受動的かつ従順であるという固定観念を根本的に否定した。『ガンバリヤ』は、圧倒的な不利な状況下でも闘いを継続し、耐え抜くという文化的概念「ガンバル」に根ざした、日本的な決意の独特な現れを示した。主に愛国的な一世と、カナダ政府に深く幻滅した二世で構成された「ガンバリヤ」は、妥協を許さない抵抗運動として活動した。彼らはカナダ当局に激しく反対し、強制登録をボイコットし、組織的な不協力によって収容所の運営を混乱させ、いかなる犠牲を払っても自らの政治的・文化的尊厳を守り抜くことを決意していた。

「ガンバリヤ」抵抗運動の根源は、連邦政府の政策によってもたらされた深刻な心理的・経済的トラウマに深く根ざしていた。当初、多くの日系カナダ人は、政府が民主主義の理想に則った公正な扱いをしてくれることを期待していた。しかし、成人男性を妻や子供から引き離し、ブリティッシュ・コロンビア州内陸部やロッキー山脈の孤立した道路建設キャンプに強制的に送り込むという国家の決定は、広範な怒りを巻き起こした。これらの道路建設キャンプで、男たちは零下の気温の中で、不十分な道具で過酷な肉体労働を強いられ、時給はわずか 25～35 セントで、そこから法外な寮費と食費が差し引かれた。さらに、政府がその後、「敵性財産管理官」の下で日系カナダ人の不動産、事業、私物を組織的に没収・換金するという決定を下したことで、残っていた信頼は完全に失われた。尊厳を奪われ、経済的に破綻したこれらの男たちは、欲求不満と悲観、そして士気の低下に陥り、公然たる反乱を通じて感情を爆発させる「ガンバリヤ」の中核を形成した。

思想的には、「ガンバリヤ」は正当な怒りと、一部には熱烈な親日ナショナリズムという複雑な感情の混合に駆り立てられていた。一世や帰米（日本で教育を受けたカナダ生まれの二世）の中には、日本が必然的に連合国軍を打ち負かすと固く信じる強い勢力が存在した。収容所内で密かに維持されていた短波ラジオ放送を頼りに、彼らは戦争の進展について極めて非現実的な考えを抱き、カナダの新聞で報じられる勝利を単なるプロパガンダとして一蹴した。日本の勝利が目前に迫っているという信念に支えられ、これらの愛国者たちは、自らの抵抗と収容を名誉の証であり、高潔な自己犠牲であると見なしていた。こうしたイデオロギー的強硬派にとって、カナダ政府へのいかなる形の服従も、自らのルーツに対する裏切りとみなされ、日本が勝利を取れば、その苦難に対して報いを受けると固く信じていた。

『ガンバリヤ』が採用した戦術は、絶対的な非協力と政府業務の意図的な麻痺に重点を置いていた。アルバータ州のゲイキーやデコイグネ、ブリティッシュ・コロンビア州のゴスネルといった孤立した道路建設キャンプにおいて、これらのイデオロギー的抵抗者たちは、仲間の収容者の恐怖心につけ込み、収容所の日常業務を巧みに混乱させた。1942年6月中旬までに、この受動的抵抗は、公然とした無断ストライキや深刻な作業遅延へとエスカレートした。男たちは単に道具を置き、労働を完全に拒否し、道路建設プロジェクトを事実上麻痺させた。収容所を運営する鉱山資源省職員は、労働者を解雇することも、家族の再会や公正な賃金という彼らの要求に応じることもできず、完全に手も足も出ない状態に置かれた。

カナダ当局を混乱させるだけでなく、ガンバリヤは、従順を唱えたり収容所当局を支援したりする日系カナダ人の仲間を積極的に標的にした。強制収容所という極めて高圧的で閉鎖的な社会において、ブリティッシュ・コロンビア州保安委員会（BCSC）や敵性財産管理官と協力した者は、即座に「犬（または密告者）」と烙印を押され、協力者として扱われた。管理事務所で基本的な事務職に就いた二世でさえ、不信感を抱かれ、排斥され、激しい社会的圧力にさらされた。『ガンバリヤ』は威嚇や身体的脅迫も用いた。日本が戦争に負けると主張する者には暴行をほのめかし、「黒髪の白人ゴミ」と嘲笑した。こうした内部の取り締まりにより、穏健派の声は報復への恐怖からしばしば封じ込められた。

『ガンバリヤ』は、既存の日系カナダ人指導層、特に森井悦司のような旧世代の『一世』の人物に対しても激しく反対した。バンクーバーのアンダーワールドとつながりのある有力なパドローネである森井は、BCSCによって「日系人戦時保安委員会」の委員長に任命されていた。森井の手法は純粋に取引的なものであった。彼は自身の影響力、威圧、そして密室での取引を用いて、政府の強制移動命令への全面的な服従を強要した。『ガンバリヤ』やその他の抵抗勢力は、森井の権威を完全

に拒否し、彼の協力的な支配と権威主義的な戦術を、コミュニティの尊厳に対する完全な裏切りと見なした。彼らは、自分たちの生計を破壊した政府の代理人として振る舞う、独断で権力を握った独裁者の森井に、従順に従うことを拒んだ。

同様に激しかったのが、『ガンバリヤ』と、『ザ・ニュー・カナディアン』紙の編集長であり、高学歴の二世であるトム・ショーヤマとのイデオロギー戦争だ。ショーヤマは「法を守る協力」という厳格な哲学を提唱した。彼は、平和的に従うことで、二世たちはカナダへの絶対的な忠誠を決定的に証明し、戦後の時代における憲法上の権利を確保できると主張した。ショーヤマは自身の週刊コラムを利用して『ガンバリヤ』に激しく反論し、彼らの露骨な非協力や無断ストライキは危険であると警告した。彼は、『ガンバリヤ』の行動が、反アジア系政治家たちに、すべての日系カナダ人を破壊的な「第五列」とレッテル貼りし、恒久的な公民権剥奪を正当化するために必要な格好の材料を提供していると信じていた。一方、『ガンバリヤ』はショーヤマの姿勢を軽蔑し、彼の平和的服従モデルを、すでに彼らの公民権を尊重する意思がないことを証明している人種差別的な国家に対する、ナイーブで臆病な屈服だと見なしていた。

『ガンバリヤ』の反乱に対するカナダ政府の対応は迅速かつ懲罰的だった。道路建設キャンプでのストライキが強制労働プログラム全体を脅かしていると判断したカナダ王立騎馬警察（RCMP）は、キャンプに突入して首謀者たちを逮捕した。当局は抗議していた男性たちを一斉に拘束し、当初はバンクーバーの移民収容施設に収容した。男性たちが BCSC の命令に従うことを拒み続けたため、政府は処罰を強化し、最終的に 700 人以上の抵抗者を武装警備の下、東部へ移送した。彼らはオンタリオ州ペタワワとアングラーにある厳重な警備の戦俘収容所に収監され、有刺鉄線の向こう側でドイツ人戦闘捕虜と共に拘束された。しかし、多くの『ガンバリヤ』にとって、この収容は抑止力ではなく、彼らの断固たる闘争の正当性を裏付けるものだった。

こうした思想的抵抗者たちによって支えられた「ガンバル」の精神は、戦争の終結とともに消え去ることはなかった。それは、戦後、政府が彼らを国外追放または分散させようとした試みの中でも持続した。連邦政府は残酷な最後通告を出し、日系カナダ人に日本への「本国送還」か、ロッキー山脈以東への移住かの選択を迫った。収容所での抵抗者の残存する強硬派は、これらの命令に対して反抗を続けた。これは長期にわたる「ガンバリ」の対峙へと発展し、中でも 1946 年から 1948 年にかけてのムースジョー事件が最も顕著である。サスカチュワン州ムースジョーでは、「頑固な元収容者」の団が立ち退き命令を拒否し、強制労働を拒み、零下となる気温の中で座り込みストライキを行い、奪われた財産に対する正義と補償を要求して、2 年以上にわたり政府当局者を足止めした。

振り返ってみれば、ガンバリヤは日系カナダ人の歴史において、極めて重要でありながらしばしば見過ごされてきた一章を象徴している。彼らの強硬な、時に激しい民族主義的戦術は、コミュニティ内の穏健派を深く疎外し、カナダ政府からの厳しい報復を招いたものの、その反乱は、日系カナダ人が不当な収容を大人しく受け入れた従順な犠牲者ばかりだったという長年の神話を打ち碎いた。登録のボイコット、ストライキの組織化、そして収容所当局への執拗な妨害活動を通じて、『ガンバリヤ』は絶対的な国家の専制政治に直面しても自らの主体性を主張した。彼らの屈しない非協力の姿勢は、暗黒の時代においても自らの条件で流刑の屈辱を生き抜き、政治的・文化的尊厳を守り抜こうとした決意の、深い証として今なお残っている。

## 5. ペタワワ捕虜収容所事件（1942 年 7 月）

### 概要

ペタワワ収容所の収容者たちは、収容所長と協力していると見なした別の収容者を懲らしめるため、早朝にバラックから行進して出た。警備員は騒動を受けて、バラックの壁やベッド越しに警告射撃を行ったが、これに対し収容者たちは抗議の意を示すため、点呼を 3 回にわたって無視した。

### 本文

1942 年に太平洋沿岸から日系カナダ人が強制的に追放されたことは、深い動揺を引き起こしたトラウマ的な出来事であり、二世集団移動グループ（NMEG）のような過激な抵抗運動を生み出した。ブリティッシュ・コロンビア州保安委員会（BCSC）が、18 歳から 45 歳までのすべての成人男性日系カナダ人に、家族を置き去りにして、人里離れた道路建設キャンプへ出頭するよう命じた際、NMEG は市民的不服従運動を展開した。カナダ生まれの二世たちが率いるこのグループは、政府による移住には協力する意思はあるものの、妻や子供たちと引き離されることだけは断固として拒否すると宣言した。この公然たる反抗を鎮圧するため、カナダ当局は抵抗者を一斉に拘束し、当初はバンクーバーの移民収容所に収容したが、その後処罰を強化した。道路建設キャンプへの従属を拒んだ数百人の若者たちは、国を横断してオンタリオ州の最高警備の捕虜収容所（POW キャンプ）に送られ、監禁された。この措置が、1942 年 7 月に起きた悪名高いペタワワ捕虜収容所事件の引き金となった。

オンタリオ州とケベック州の州境近くにあるペタワワ収容所に移送された男たちは、厳格で敵意に満ちた軍隊的な環境に放り込まれた。武装した警備員と装甲車で護送され、到着したばかりの日系カナダ人は身体検査のために衣服を脱がされ、登録される前に徹底的な所持品検査を受けた。彼らは、収容定員 58 名の古びて荒廃した建物に閉じ込められ、外側から重い南京錠で施錠された。ペ

タワワ収容所は、ドイツ人とイタリア人の戦闘捕虜を収容する現役の捕虜収容施設だった。日系カナダ人が到着したその夜、イタリア人捕虜たちは楽器を演奏し、「ロベルト」と叫びながら（これはローマ、ベルリン、東京の頭文字を組み合わせ、枢軸三国同盟を指す造語である）宿舍へ向かって英雄的な行進を行ったが、収容所の警備員に強制的に解散させられた。

ペタワワ内部の生活は、厳格で融通の利かない軍隊式のスケジュールによって支配されていた。収容者たちの1日は、厳格な規則によって規定されていた。午前6時30分の起床ラッパ、朝の点呼、割り当てられた作業班、病人の点呼、収容所内の点検、そして午後11時の消灯前の夜間施錠と点呼である。閉鎖的で息苦しい収容所という世界の中で、各小屋の男たちは代わりの家族となり、食事や仕事、柔道や木工といった余暇活動を共にしていた。しかし、この極端な緊密な環境は、多数派や最も声高な収容者の意見への厳格な同調を求める、激しい社会的圧力も生み出した。収容所は深く分断されていた。親日派の愛国者や過激な NMEG（日系集団移動グループ）のメンバーにとって、収容は名誉の証であり、人種差別的なカナダ政府に対する高潔な抗議とみなされていた。もし収容者が、激しい抵抗派が支配する小屋に配属された場合、連帯を維持し、カナダ政府とのいかなる協力も拒むよう、多大な圧力にさらされることとなった。

この不安定な環境は、仲間の収容者である堀医師の行動をめぐって沸点に達した。極度に二極化した収容所内において、堀医師は過激な二世抵抗者たちから、収容所長に媚びへつらう「協力者」と見なされていた。堀医師はカナダ当局との協力を積極的に図り、若い収容者たちに頻繁に語りかけ、戦時中の深刻な人手不足を緩和するため、捕虜収容所を離れてオンタリオ州で就職するよう促していた。政府に家族の再会を迫るため、妥協なき市民的不服従を政治戦略の根幹に据えていた「二世集団移動グループ」の過激派メンバーにとって、堀医師の行動は明白な裏切りと見なされた。彼らは、堀医師が自分たちの活動を妨害し、集団ストライキを瓦解させようと積極的に動いていると固く信じていた。

こうした根深い緊張は、1942年7月1日の夜、ついに暴力へと発展した。早朝、第10号舎に居住する二世収容者たちは、堀医師を懲らしめるため、自分たちの手で事態を解決しようと決心した。収容所の厳格な夜間外出禁止令を破り、NMEG 支持者の団はバラックからこっそりと抜け出し、堀医師の小屋へと向かった。参加者の一人の証言によれば、このグループは医師に身体的危害を加えるつもりはなく、むしろ彼らの抵抗運動に反対する行為をやめるよう、力づくで「説得」することが目的だった。しかし、暗闇の中を男たちが無断で移動したことは、直ちに当直の衛兵による軍事的対応を引き起こした。

夜間の騒動を目撃した収容所の警備員たちは、収容者たちが脱走を図っているか、暴動を起こそうとしていると推測した。制止の警告を発することなく、哨兵たちは第 10 号小屋と第 11 号小屋の間の空間を進む日系二世の収容者たちに向けて発砲した。警備員たちは、行進する男たちの頭上を狙って 3 回連続で一斉射撃を行った。軍の対応がもたらした致命的な威力は衝撃的なほど現実的であり、弾丸は第 10 号小屋の薄い外壁を完全に貫通した。バラック内では、銃弾が 1 つのベッドの毛布をかすめ、別のベッドの枕を貫通した。その時、普段その特定の寝台で寝ていた 2 人の男性が、小屋の外で抗議活動に参加していたため、致命的な悲劇は免れた。ある参加者が後に振り返ったように、この銃撃の中で誰も死亡しなかったのは、まさに奇跡だった。

この無差別な発砲は、日系カナダ人の収容者たちに深い衝撃と激しい怒りを与えた。見張りが示した過剰な熱意と致命的な武力行使に憤慨した収容者たちは、直ちに収容所長と、ジュネーブ条約に基づきカナダ国内の日本国民の保護国として機能していたスペイン領事の両方に正式な苦情を申し立てた。怒りを強め、収容所当局に対する団結した反抗を示すため、収容者たちは収容所全体でのストライキを開始し、3 日連続で義務付けられた軍事点呼への参加を断固として拒否した。

発砲事件の深刻さにもかかわらず、カナダ当局は当時、この事件について公式な説明を行わなかった。ただし、3 ヶ月後には正式な調査が行われた。この致命的な誤解の根本的な原因は、日系カナダ人収容者の異常かつ法的に曖昧な地位にあった。ペタワワに駐留していた軍警備員たちは、自分たちが監視している日本人男性が、実際には政府の政策に抗議したために拘束されたカナダ市民であるという事実を全く知らなかった。囚人たちが枢軸国の戦闘員であると想定した警備員たちは、敵兵による明らかな脱走未遂に直面した際、軍事訓練で教えられた通りの反応を示したのだ。

発砲を躊躇しない警備員の下、戦闘用捕虜収容施設にカナダ市民を収容することの深刻な影響により、政府は収容戦略を早急に変更せざるを得なくなった。銃撃事件の直後、日系カナダ人の収容者たちはペタワワから、オンタリオ州アングラーにある第 101 収容所へ移送された。アングラー収容所では、当局は軍警備員に対し、収容者の真の法的地位を明確に伝えるよう意図的な措置を講じた。すなわち、彼らは外国人の捕虜ではなく、「司法大臣の裁量により」正式に「収容されている」カナダ市民であるということだ。こうしてペタワワ事件は、日系カナダ人抵抗運動内部の激しい対立、そして自国民を敵戦闘員として扱うカナダ政府の政策がもたらす致命的な危険性を示す、痛ましい証言として残っている。

## 6. テンサイ農場でのストライキ（1943 年春）

### 概要

アルバータ州のテンサイ農場に送られた日系カナダ人家族は、農場主が劣悪な住環境の改善と、テンサイ農家と日系家族の不適切な組み合わせの再配置に応じるまで、1943 年の契約書への署名を一斉に拒否した。

### 本文

1942 年初頭、カナダ政府は広範かつ人種差別的な政策を施行し、ブリティッシュ・コロンビア州の保護された沿岸地域から 2 万 2 千人以上の日系カナダ人を強制的に追放した。連邦政府の当初の戦略では、日系カナダ人の成人男性は妻や子供から引き離され、ブリティッシュコロンビア州内陸部やオンタリオ州の孤立した道路建設キャンプに送られることになっていた。この家族を強制的に引き離すという過酷な政策は、日系カナダ人コミュニティ内に深い苦痛と憤りを引き起こした。家族を離さないよう必死の努力として、フレーザー・バレー出身の日系カナダ人数百人が、道路建設キャンプに代わる選択肢を模索した。プレーリー諸州における深刻な農業労働力不足を認識したブリティッシュ・コロンビア州保安委員会（BCSC）は、日系カナダ人家族をアルバータ州およびマニトバ州のテンサイ農場へ派遣するプログラムを設立した。政府による「適切な住居」「妥当な生活水準」「相対的な移動の自由」「家族の団結の維持」という約束に惹かれ、フレーザー・バレーのコミュニティ全体がテンサイ事業に一斉に志願した。1942 年 4 月中旬までに、2,664 人の日系カナダ人が農業労働を開始するためアルバータ州に到着した。

しかし、アルバータ州に到着して直面した現実、彼らに深い怒りを呼び起こし、最終的には 1943 年春の大規模な労働者ストライキへとつながった。テンサイ事業によるトラウマは、日系人が到着した鉄道駅で即座に始まった。そこでの農家への家族割り当ての過程は、完全に恣意的かつ屈辱的なものだった。家族と荷物は草むらに放り出され、白人の農家はただ日系人のグループを視察しに来て、最も生産性が高いと思われる家族を選んだ。農家は当然ながら、働き手が多い家族を優先し、幼い子供を抱える家族や若い女性だけで構成された家族を拒絶した。この混沌とした選別プロセスは、日系カナダ人家族の規模と、割り当てられたテンサイ畑の実際の労働力需要との間に深刻なミスマッチを生じさせた。1 人の労働者が 8 エーカーのテンサイ畑を余裕を持って管理できると仮定し、1 エーカーあたり 33 ドルの契約単価に基づけば、5 人家族は理論上、年間約 1,320 ドルを稼ぐことが期待されていた。しかし残念ながら、駅での無計画な選別により、割り当てられた区画に対して家族の人数が多すぎたり少なすぎたりすることが頻繁にあり、農場では即座に経済的苦境と人間関係の摩擦が生じた。

劣悪な生活環境は、高まる不満をさらに悪化させた。フレイザー・バレーの日本人カナダ人たちは、1940 年までに快適な近代的な生活環境に慣れ親しんだ、極めて成功した開拓農民であった。それとは対照的に、彼らがアルバータに到着して直面したのは、断熱材のない粗末な穀物倉庫、鋤夫が捨てた独身者用の小屋、さらには不潔な鶏小屋で生き延びることが求められているという現実だった。5 人、6 人、あるいはそれ以上の家族が、わずか 12 フィート×20 フィートや 10 フィート×18 フィートの小さな小屋に詰め込まれた。場合によっては、高齢の祖父母や乳幼児を含む最大 11 人のグループが、断熱材のない穀物倉庫一つを共有せざるを得なかった。生活に必要な設備は皆無で、飲料水や洗濯用水は、遠く離れた池や沼、あるいは灌漑用水路から頻繁に運ばなければならなかった。冬が訪れると、粗末な板張りの小屋は、零下 40 度まで急降下する過酷な大平原の気温に対して、事実上何の防護も提供しなかった。さらに、レズブリッジ、エドモントン、カルガリーといった近隣の都市では、激しい反アジア感情に基づく自治体の政策により、避難民が冬の閑散期に仕事を探すことを意図的に阻まれた。その結果、1943 年の春までに、アルバータ州で追放された日系カナダ人の 90 パーセントが極度の経済的困窮に陥り、42 パーセントは凍てつく冬を生き延びるために、わずかな政府の救済金に頼らざるを得なくなった。

極度の貧困、不十分な住居、そして彼らをしばしば戦争捕虜や奴隷労働者のように扱う搾取的な農家たちに直面して、日系カナダ人たちは受動的な被害者であり続けることを拒んだ。当局は組織の結成を禁じていたが、彼らは秘密裏に組織化を始めた。彼らはフレイザー・バレーから村単位で移住してきたため、戦前の社会構造や指導者ネットワークの多くがそのまま残っていた。アルバータ州では、この組織化の取り組みを主導したのが、元「日本人キャンプ・ミル労働者組合」の英語秘書を務めていた佐久本清久だった。彼を補佐したのは青木貞義と工藤実の二人で、二人とも強制移住前は日本語学校の校長として高く評価されていた人物だった。彼らは協力して、ノーザン・アイリゲーション地区のすべてのビート労働者を対象とした組織化会議の基礎を築いた。ピクチャー・ビュート近くの野原で、秘密裏かつ違法に開催されたこの会合の結果、『遠藤正吾会』（ビート労働者協会）が結成され、佐久本が会長に選出された。オールド・マン・リバー以南の労働者のために結成された同様の組織『親和会』（福祉協会）と並んで、日系カナダ人は統一された労働戦線を築き上げた。

決定的転機は 1943 年の春に訪れた。この時点で、白人の雇用主との深刻な対立や、当初割り当てられた農地の面積と家族構成の不一致を理由に、175 世帯が他の農場への異動を正式に申請していた。しかし、アルバータ州テンサイ生産者協会は、いかなる移動の自由にも断固として反対し、BCSC との契約を、戦争期間中、日本人労働者は当初割り当てられた農場に固定されなければならないと解釈することを選んだ。生産者との個別の議論が全く無意味であると認識した日系テンサイ

労働者たちは、新たに結成された組合を利用して集団行動に出た。彼らは 1943 年のテンサイ契約の金銭的条件について、生産者たちと冷静に交渉した。そして、労働者連帯の驚くべき示威行動として、日系カナダ人家族は一斉に契約への署名を拒否した。労働者たちは全面ストライキを宣言し、生産者が配置ミスや不適合な家族の適切な再配置を明示的に許可するまで、不可欠な農業労働力を差し控えた。

契約への署名拒否というこの集団行動は、重要な植え付けシーズンが始まろうとしていたまさにそのタイミングで、アルバータ州のテンサイ産業を事実上麻痺させた。従順で搾取しやすい労働力を利用すると期待していた白人農家たちは、突如として、断固とした、かつ高度に組織化された抵抗勢力に直面した。彼らは、自分たちが扱っているのが従順な奴隷労働ではないことを痛感させられた。日系カナダ人を呼び入れたことで、農家たちは意図せず、従来の東欧系労働組合をはるかに手強い日系労働組合と取り替えてしまったのである。日系カナダ人は他のあらゆる形態の就労を法的に禁じられていたため、完全な連帯を維持する以外に選択肢は全くなかった。ストライキを破る余裕のある労働者など一人もいなかったのだ。ビート作物の全滅という壊滅的な損失に直面し、農家と当局は完全に屈服した。

1943 年春のテンサイストライキは、日系カナダ人労働者にとって決定的な勝利をもたらした。住居と契約の問題も同時に解決され、農家側は 175 組の不適切な組み合わせの家族が、より適切な農場へ移住することを認めた。緊張をさらに和らげるため、保安委員会は建築資材を提供し、日系カナダ人がようやく劣悪な小屋を改修できるようにした。移動の自由という基本的権利を確保し、生活条件を改善することに成功した日系カナダ人は、仕事に打ち込み、最終的にカナダ史上最高のビート収穫量を達成した。1944 年までに、彼らの経済的安定は劇的に改善し、救済措置を受けている世帯数は 6%未満にまで激減した。1943 年のテンサイ農場ストライキは、日系カナダ人の回復力、主体性、組織力を示す力強い歴史的証言であり、強制的な追放下にあっても、彼らが団結して経済的搾取に立ち向かい、基本的な人間の尊厳を要求する力を持っていたことを証明している。

## 7. 国家選択サービス登録 (National Selective Service; NSS) の回避 (1943 年)

### 概要

政府がカナダ東部で、日系カナダ人の強制的な職業配置を実施しようとした際、多くの二世は、家から家へと移動して身を隠したり、健康診断をボイコットしたり、NSS 証明書を破り捨てたりするなどして、RCMP の取り締まりを積極的に回避した。

### 本文

1943年初頭、カナダ政府はブリティッシュ・コロンビア州保安委員会（BCSC）を解散し、移動させられた日系カナダ人の管理を労働省の日本問題課に移管した。この行政上の変更に伴い、連邦政府は二つの主要な目標に再び焦点を当てた。それは、政府支出を最小限に抑えることと、日系カナダ人が太平洋岸に戻るのを防ぐために、彼らを国内各地に恒久的に分散させることである。この強制的な分散を実現するため、連邦政府はカナダ東部における深刻な戦時中の労働力不足を利用しようとした。1943年1月19日、政府は「国家選択サービス規則」を公布した。これは、国家が国内の労働力を配分し、戦時体制を優先させることを可能にするための戦時措置であった。当初は一般のカナダ国民を対象としていたが、連邦政府はすぐにこの法律を、すでに権利を剥奪されていた日系カナダ人コミュニティに対して武器として用いた。これにより、大規模な市民的不服従運動と組織的な回避行動が引き起こされた。

この強制的な労働力分散のための法的枠組みは、1943年2月5日の内閣令 P.C. 946 号の可決により確固たるものとなった。この広範な指令により、ハンフリー・ミッチェル労働大臣は、日系人に対し、大臣が指定するいかなる時期に、カナダ国内のいかなる場所へ移動することを命じ、また居住を許可される正確な地域を指定する、という並外れた権限を与えられた。これらの新たな権限の下、労働省は「日本人配置委員会」を設立した。同委員会は、主に18歳から55歳までの未婚のカナダ生まれの日系二世および帰化市民である独身の日系カナダ人男性を、内陸部の収容所から追い出し、カナダ東部の指定された職場へ送り込むことを明確な任務としていた。彼らの服従を経済的に強制するため、政府は同時に、現在無職であるこれらの独身男性に対し、ブリティッシュ・コロンビア州内でのいかなる就労も禁止した。

日系カナダ人に対する国家選択サービス制度（NSS）規則の適用は、市民権の新たな侵害であり、日系人が憤りを覚えるような矛盾を生み出した。1942年の強制的な集団避難は「国家安全保障」を理由に正当化されていたため、政府はカナダ市民である日系人と日本国籍所有者との法的な区別を完全に無視し、日系人全員を無差別に追放していた。しかし、NSS規則が施行された際、その適用はカナダ市民（二世および帰化した一世）にのみ選択的に行われた。日本国籍者は外国人として、ジュネーブ条約に基づく保護国であるスペイン政府および国際赤十字の保護下にあるため、法的にNSSの徴兵義務から免除されていた。これにより、「敵性外国人」がカナダ生まれの市民よりも安全で安心な立場にあるという奇妙な現実が生まれた。二世たちは、自らの法的地位に対するこの偽善的な操作に深い憤りを抱き、NSSを愛国的義務ではなく、人種を標的とした罰則と見なした。ある二世が、その苛立ちを痛切にこう要約している。「確かに俺たちはジャップだが、彼らが俺たちをカナダ人と見なすのが都合がいい時だけ、カナダ人扱いされるんだ」。

二世たちは、この制度の完全な回避に走る前に、ミッチェル労働大臣や他の連邦政府高官に直接た正式な請願書や抗議文を送り、反対の意思を表明した。彼らは、強制的な就労配置に対して、否定できない論理的な反論を次々と提示した。第一に、彼らは、嫌悪される人種集団として避難させられたにもかかわらず、東部地域の労働力不足を解消するために「カナダ市民」として徴用されるといふ、その偽善性を疑問視した。第二に、もしカナダの戦時体制のために彼らの労働力がそれほど切実に必要とされているのなら、ブリティッシュ・コロンビア州には十分な仕事があるはずだと指摘した。彼らは、問題なのは国のために何をすべきかであり、どこでそれを強制されるべきかではないと主張した。最後に、もし彼らが真に市民として扱われているのなら、なぜ東部での就職先を自由に選べないのかと問い詰め、市民権の地位が恒久的に明確になるまで、その規制を保留するよう求めた。しかし連邦当局は、安全保障上のリスクとして不当に収容されていたカナダ市民が、協議や代表権も与えられずに強制的な国家奉仕に駆り出されていることについて、良心の呵責を一切示さなかった。

連邦政府がこれらの合理的な請願を無視し、強制的な職業配置を冷酷に執行しようとしたとき、二世たちは公式な抗議から、積極的な地下での市民的不服従へと移行した。この抵抗は、NSSの官僚的な手続きに対する組織的な妨害工作によって特徴づけられた。カナダ東部へ派遣される前に、対象となった二世の男性たちは、義務的な健康診断を受けるよう召喚された。これに対し、若者たちは診療所への広範なボイコットを開始した。多くの者は、予定された健康診断への出席を単に拒否した。当局が何とかして一部の二世を診療所へ連行できたとしても、彼らは書類を積極的に妨害した。健康診断合格証を受け取ると、建物を出るやいなやそれを破り捨て、捨ててしまったのだ。さらに、強制就労の規制が内陸部の収容所にも拡大されると、多くの男性は公式のNSS証明書を破り捨てることで、絶対的な反抗を公然と示した。

この露骨な不服従に直面し、カナダ王立騎馬警察（RCMP）が動員され、逃亡者を追跡し政府の命令を執行することになった。しかし、二世たちはRCMPの一斉検挙を予期し、綿密に調整された物理的な逃亡作戦に乗り出した。若者たちは地下に潜り、家から家へと移動しながら当局の追跡をかわした。彼らは警察から積極的に身を隠し、結束の固い収容所コミュニティの連帯に頼って身を寄せ合い、接近する警官の情報を共有し合った。状況にますます苛立ちを募らせたRCMPは大規模な捜索を行ったが、しばしば手ぶらで終わることも多かった。標的とされた男たちは、警察が捜索している間には単に姿を消していたのだ。二世の逃亡者たちは、RCMPが近くにおらず、自分たちが安全だと確信した時のみ姿を現し、収容所内を自由に歩き回った。日系カナダ人たちは、連邦政府に対するこの組織的で非暴力的な抵抗を、誇りを持って「持ちこたえること（holding out）」と呼んだ。

二世たちの協力への消極的な姿勢は、カナダ東部で彼らを待ち受ける悲惨な見通しによってさらに強固なものとなった。東部への移住は、内陸部の収容所にある家族や確立された日系カナダ人コミュニティという、相対的な安全地帯を離れることを意味したのだ。さらに、二世たちは東部諸州に蔓延する激しい人種的敵意を痛感していた。オンタリオ州やケベック州の白人住民は極めて冷淡であり、ほとんどの町や自治体は、終戦まで日系カナダ人の居住を明確に禁止する地方決議を可決していた。カナダ東部最大の都市であるトロントでさえ、1943年の夏には日系カナダ人の再定住を正式に拒否する声明を出した。不動産を所有したり事業を開業したりする権利を剥奪され、深刻な住宅不足や職場での激しい差別を予期していた二世たちにとって、ロッキー山脈の東側にある敵対的な「異国」へ家族を置いて行く動機などどこにもなかった。彼らは、自分たちの教育や技能とは全く釣り合わない、低賃金で雑用ばかりの労働に追いやられることを知っていたのだ。

結局、この激しく妥協を許さない「抵抗」運動により、政府の強制移住計画は機能不全に陥った。**抵抗は極めて効果的であり、労働省がわずか 18 人の二世をオンタリオ州フォート・ウィリアムの伐採キャンプへ送り出すのだけでも、9 ヶ月もの時間を要した。**同時に、ブリティッシュ・コロンビア州内での深刻な労働力不足も、連邦政府の政策を弱体化させた。同州は木材労働者を切実に必要としており、熟練労働者を渴望していた地元の製材所経営者たちは、有能な二世を東部へ送り出すのを止めるよう労働省に請願し始めた。NSS の執行が完全に失敗に終わり、二世たちの断固とした回避行動、そしてブリティッシュコロンビア州の産業が抱える経済的要請に直面し、連邦政府は屈服せざるを得なかった。1943 年 12 月、労働省はブリティッシュ・コロンビア州内での独身男性の就労禁止を公式に解除した。これは、日系カナダ人青年たちの断固たる市民的不服従によって、NSS の強制的な配置が完全に打ち破られたことを事実上示すものだった。

## 8. 財産没収訴訟（1943 年～1944 年）

### 概要

資産の強制清算を受けて、日系カナダ人は「日本人財産所有者協会」を結成した。彼らは 6,500 ドルを集め、カナダ国庫裁判所に権利請願書を提出し、敵国財産管理官が日系カナダ人の同意なしに農場や住宅を売却する権利に対して法的な異議を申し立てた。『ザ・ニュー・カナディアン』の編集長トム・ショヤマは、これまでの協力的な姿勢を捨て、「人種戦争」による「弁明の余地のない」行為として、この没収を激しく非難した。

### 本文

1942 年、太平洋沿岸から日系カナダ人が強制的に追放された際、内閣令 P.C. 1665 により、日系カナダ人は自宅、農場、および事業が「保護措置としてのみ」敵国財産管理官の管理下に置かれることが明示的に保証されていた。しかし、日系カナダ人がブリティッシュ・コロンビア州に二度と戻れないようにするという政治的圧力に駆られ、またその売却益を用いて日系カナダ人自身に収容費用を負担させようとした連邦政府は、この信頼を根本的に裏切った。1943 年 1 月 19 日、戦時措置法に基づき内閣令 P.C. 469 が可決され、管理官に対し、所有者の同意なしに日系カナダ人のすべての不動産および動産を処分する絶対的な権限が付与された。この過酷な措置により、管理官は一時的な保護者から、コミュニティの生涯の成果を強制的に清算する仲介者へと変貌し、買い手市場で資産を真の価値のほんの一部で売り払うこととなった。

全財産の没収という発表は日系カナダ人コミュニティに衝撃を与え、その政治的対応を根本から変えた。この裏切り以前、英語新聞『ザ・ニュー・カナディアン』の編集長であり、多大な影響力を持っていたトム・ショーヤマは、「法を遵守した協力」という理念を断固として提唱していた。ショーヤマは、**不当な移動命令に平和的に従うことで、カナダ生まれの二世たちが模範的な市民としての絶対的な忠誠心を決定的に証明し、最終的に戦後の民主的権利を確保できると、一貫して主張していた。**しかし、強制的な資産清算は、戦時下の政府の動機に対する彼の信頼を打ち砕いた。1943 年 4 月 10 日に掲載された、激しい口調の社説の中で、ショーヤマは慎重に守ってきた職業的節度を捨て、連邦政府の政策に対して激怒した。**彼は、この完全な財産没収を「自国政府からの最後の苦い薬」と非難し、それを「人種戦争の命令以外、いかなる観点からも正当化できない政策」であると宣言した。**彼は、この壊滅的な経済的破綻は、正義や理性、あるいは軍事上の必要性の範疇をはるかに超えていると主張した。

『ザ・ニュー・カナディアン』は、戦時中に発行が許可された唯一の日系カナダ人新聞であり、政府の厳しい検閲下で運営されていたことを考えれば、ショーヤマのこの社説は容易に抑圧され得た。しかし、カナダ当局は意図的に、彼の痛烈な批判を掲載することを選択した。**政府当局者は、根こそぎ追放された日系カナダ人が財産の奪取に対して、計り知れない無力な怒りに駆られていることを現実的に認識しており、コミュニティの主要な声を完全に封殺すれば、広範な暴動や受動的な反乱を引き起こしかねないと判断したのだ。**ショーヤマに彼らの集団的な悲しみと怒りを代弁させることは、爆発的な緊張を緩和するための戦略的な安全弁としての役割を果たした。さらに、ショーヤマがこの深い不満を、暴力的な市民的不服従ではなく、秩序ある、憲法と法に則った抗議活動へと導いたため、検閲当局は彼の怒りを容認した。

『ザ・ニュー・カナディアン』で表明された怒りに触発され、孤立した抗議では無意味だと認識した日系カナダ人コミュニティは、迅速に結束した法的戦線へと動員された。1943年3月31日、カスロー収容所に拘束されていた日系カナダ人は、尊敬されていた医師である下高原幸三博士と忍三郎の指導の下、日系人不動産所有者協会を設立した。1週間も経たないうちに、ブリティッシュコロンビア州内のすべての収容所や自立支援プロジェクトにおいて同様の団体が結成され、いずれもカスローの中央組織に加盟した。**連邦政府による資産の強制売却権限を試す決意を固めた同協会は、草の根の募金活動を開始し、約650人の不動産所有者から6,500ドルを集めた。**これは、収容所に閉じ込められ、生計手段を断たれ、厳しく制限された貯蓄で生き延びていた家族たちにとって、計り知れない経済的犠牲を意味した。

地域からの資金を原資に、日系不動産所有者協会はバンクーバーの著名な弁護士アーサー・マクレナンとT・G・ノリスを雇い、売却を阻止しようとした。1943年7月下旬、両弁護士はカナダ財務裁判所に対し、国務長官を相手取って権利請願書を提出し、管財人が清算手続きを進めることを差し止める法的差し止め命令を求めた。このテストケースは、日系カナダ人の異なる法的地位を代表する形で戦略的に提起された。中島栄吉（帰化市民）、若林忠雄（カナダ生まれの二世）、そして田中治太郎と田中武次郎（日本国籍者）である。弁護団は、二つの主要な論点を力強く主張した。第一に、管財人は財産を「保護措置としてのみ」信託管理することを明示的に約束していたこと、第二に、民間財産の強制売却は『戦時措置法』の「国家安全保障」という目的とは全く無関係であるため、広範な閣議決定は「無効かつ違憲」であるということだ。

事態の緊急性にもかかわらず、連邦政府とカナダ司法当局は、苛立たしいほどの妨害と遅延工作に及んだ。通常、財務裁判所への申し立ては4～6週間で審理されるのが通例であったが、日系カナダ人の訴訟は、提訴からほぼ1年後の1944年5月29日と30日まで意図的に引き延ばされた。ようやく審理が始まると、事態はさらに悪化した。原告側の弁護士が憲法上の主張を展開する間もなく、政府側は手続き上の障壁を突きつけた。敵国財産管理官は実際には政府の役人ではなく、したがって大蔵裁判所で訴えることはできないと主張したのである。この法的な行き詰まりを利用し、**裁判長を務めたJ.T.ソーソン判事、皮肉なことに、彼は日系カナダ人を強制移住させた1942年の内閣で国家戦時奉仕大臣を務めていた人物であるは、本件を無期限に延期した。**

政府の妨害戦術に忠実な形で、ソーソン判事は3年もの間、苦渋の時間を引き延ばした後、1947年8月28日ようやく却下判決を下した。ソーソンがようやく判決を下した際、彼が訴訟を却下した根拠は、正義や公民権といった広範な憲法上の問題ではなく、入り組んだ「法的な言い争い」にあった。彼は、財産管理官は独立した法定官職であり、政府代理人ではないと判断した。つまり、不

動産所有者たちは誤って、訴えるべきではない対象を訴えたことになる。さらにソーソンは、財務裁判所には、内閣が戦時措置法の下で「必要または妥当」とみなした判断に、自らの見解を代える権利はないという判決を下した。こうした甚大な司法の遅延により、訴訟の本来の目的は完全に阻まれた。1947年にソーソンが判決を下した頃には、強制清算は事実上完了しており、推定1,150万ドル相当の日系カナダ人の財産が、わずか530万ドルで容赦なく売却されていた。財産没収訴訟は最終的に家や農場を守り抜くことはできなかったが、ショーヤマの社説が触発した組織的な法的抵抗は、日系カナダ人が生計手段の破壊を黙って受け入れることはないことを示し、戦後の救済運動に向けた重要な政治的土台を築いた。

### III. 第二次世界大戦後

#### 1. 日本への強制送還反対運動（1945年～1947年）

##### 概要

日本への「帰国」書類への署名を政府から強要されたことを受け、日系カナダ人民主義委員会（the Japanese Canadian Committee for Democracy; JCCD）、収容所委員会、および市民的自由団体は大規模な抵抗運動を展開した。数千人が署名の取り消しを求める請願を行った。彼らは弁護士を通じて、数百件の人身保護令状で政府を脅し、カナダ最高裁判所や枢密院に至るまでの機関で、追放に関する閣議決定と争い、最終的にマッケンジー・キング首相に追放命令の撤回を迫った。

##### 本文

第二次世界大戦が終わると、カナダ連邦政府は、日系カナダ人住民を恒久的に分散させ、あるいは日本に追放することを目的とした過酷な政策を導入した。1945年4月から5月にかけて、政府は「本国送還調査」を開始し、ブリティッシュ・コロンビア州の収容所収容者に対し、ロッキー山脈以東への即時移住か、不特定の将来の日付での日本への本国送還かの選択を強いた。これは真に自発的な選択ではなく、むしろ、苦悩し、混乱し、貧困に陥った収容者たちに日本への帰還を選ばせるよう仕向けるために計算された強圧的な最後通告であった。政府当局者やRCMP（カナダ王立騎馬警察）の将校たちは、カナダに残留することを選んだ者は直ちに東部へ移住させられると収容者に伝え、政府が割り当てた雇用を受け入れない場合は非協力とみなされ、家族が救済給付を受ける資格を失う可能性があるという警告した。住宅が不足し家賃も高い敵意に満ちた東部の都市へ強制移住させられるという脅威に直面し、さらなる家族の離散を何としても避けたいと願った多くの人々は、帰国申請書に署名する以外に選択肢がないと感じた。

署名数は、日本が戦争に勝利していると真に信じていた収容所内の親日派による宣伝や、すべての財産を失い、カナダでの再起を絶望していた高齢の一世（第一世代移民）の深い絶望によって、さらに水増しされた。さらに、政府の担当官たちは誤解を招く情報を提供し、中には「書類への署名は不忠を意味するものではない」「カナダに留まる条件が改善されれば、後で簡単に申請を取り消すことができる」と収容者に告げる者もいた。恐怖、強制、そして混乱に駆られ、16歳以上の日系カナダ人 6,884 人が本国送還申請書に署名した。その扶養家族を含めると、これらの送還対象者は日系カナダ人全体の 43 パーセント近くを占めていた。

1945 年 8 月の日本の突然の降伏は、状況を根本から変えた。日本が飢えに苦しみ、荒廃した国であるということが明らかになるにつれ、親日派愛国者たちの影響力は崩れ去り、強要されて署名した何千人もの日系カナダ人が、急いで署名の撤回を求めた。1946 年 4 月までに、署名した成人のうち 4,527 人がカナダ残留を申請した。しかし、イアン・マッケンジーや労働大臣ハンフリー・ミッチェルといった激しい反日派の政治家に牽引された連邦政府は、当初の署名を法的拘束力のあるものとするよう画策した。1945 年 12 月 15 日、内閣は失効間近の戦時措置法に基づき、3 つの過酷な閣議決定（P.C. 7355、7356、7357）を可決した。これらの決定は、約 1 万人の日系カナダ人の国外退去を許可し、国外退去となった帰化市民のカナダ国籍を剥奪し、残留者を調査するための忠誠審問会を設置するものであった。

差し迫った危険を認識し、トロントの**日系カナダ人民主義委員会（JCCD）**が先頭に立って、大規模な抵抗運動が勃発した。JCCD は、スローカン・バレーやプレーリー地方の収容所委員会と連携し、不本意ながら署名させられた人々から、署名を得るために用いられた強要の詳細を記した宣誓供述書を収集した。1945 年 5 月下旬、JCCD は主要な教会、労働組合、市民的自由団体の代表者と連携し、**日系カナダ人協力委員会（the Co-operative Committee on Japanese Canadians; CCJC）**を結成した。彼らは共同で、日系カナダ人が被った虐待に関するカナダ東部での広範な無知に対抗するため、全国的な集中的な啓発キャンペーンを展開した。彼らは『市民から難民へ --- 今、ここで起きていること！』といったパンフレットを数万部配布し、地域ごとの公開集会を組織し、オタワに請願書を殺到させた。協同連邦党（CCF）の政治家たちが議会で強制送還命令を激しく非難し、自由党政府の政策を「組織的な偽善」であり人種差別的な「人道に対する罪」だと断じたことで、政治的圧力は高まった。

CCJC は世論を動員する一方で、強制送還を阻止するための激しい法廷闘争も開始した。政府がバンクーバーの弁護士ロバート・J・マクマスターに対し、タシミ収容所で日系カナダ人の依頼人と面会することを阻止しようとした際、マクマスターは政府の計画に重大な法的弱点があることを突き

止めた。彼は、実際の強制送還については、政府の同意なしに異議を申し立てることはできないが、出航前の被送還者の拘禁については争うことができると気づいたのだ。戦争は公式には終結していたため、平時の法的原則である人身保護令状が適用され、裁判なしの拘禁は禁じられていた。マクマスターと CCJC は、数百件もの人身保護令状を連邦政府に突きつけた。これらの令状の処理が、強制送還に必要な厳しい船便スケジュールを完全に麻痺させることを知っていた政府は、交渉を余儀なくされた。

人身保護令状による脅威を回避し、議会との対立を避けるため、内閣は枢密院令の合法性を検証するべく、これをカナダ最高裁判所に付託することに合意した。1946 年 1 月、CCJC の弁護士アンドルー・ブリューインと J・R・カートライトは最高裁で、戦時措置法はカナダ市民の追放を認めておらず、人種的理由のみによる個人の国外退去は基本的な国際法に違反すると主張した。1946 年 2 月 20 日、意見が大きく分かれた最高裁は判決を下した。裁判官らは、日本国籍者および帰化市民の国外追放については満場一致で合法と宣言したが、カナダ生まれの「二世」の国外追放については 5 対 2 で賛成、男性被追放者の意思に反する扶養家族の国外追放については 4 対 3 で反対と裁定した。

この分断された司法判断は連邦政府を深く当惑させ、政府はロンドンの枢密院司法委員会に上訴した。1946 年 12 月、枢密院は最高裁判所の判決を支持し、戦時措置法に基づく極度の非常事態権限の下では、政策の賢明さや妥当性にかかわらず、カナダ政府は法的に望むことを何でも行うことができるとの判断を示した。

しかし、連邦政府は最終的に法廷闘争に勝利したものの、長期化した裁判手続きは抵抗勢力に貴重な時間を稼がせた。1946 年を通じて、JCCD、CCJC、およびその同盟者たちによる執拗な働きかけにより、カナダの世論はうまく転換した。カナダ国民は政府に対し、日系カナダ人への虐待を止めるよう明確に要求し、その結果、大量強制送還は政治的に不要であるだけでなく、極めて賢明ではないものとなった。圧倒的な世論の反発と、非人道的な政策を継続することの政治的危険性を認識したマッケンジー・キング首相は、1947 年 1 月 24 日、強制送還命令を撤回すると正式に発表した。

戦時中のトラウマに打ちひしがれた約 4,000 人の日系カナダ人が、荒廃した日本へと船出したものの、組織的な抵抗運動は、他の数千人の強制追放を阻止することに成功した。この「強制送還反対運動」は画期的な転換点となり、日系カナダ人が関心を持つカナダ市民と連携することで、人種差別的な国家の抑圧的な野望を打ち破るために、組織的な政治的・法的行動を効果的に展開できることを証明した。

## 2. ムースジョー事件（1946 年～1948 年）

### 概要

2 年間にわたる長期にわたる「ガンバリ」（非暴力抵抗）の対立の中で、アングラー捕虜収容所からサスカチュワン州のムースジョーの宿舎に移送された 128 人の収容者は、立ち退きおよび移住命令への協力を拒否した。氷点下の気温の中、政府が食料、水、暖房を断った後、12 人の居住者が 48 時間にわたるロウソクを灯した座り込みストライキを行った。保安官らがようやく彼らを寝床から引きずり出した際、65 歳のリーダーである磯村弘吉はナイフを抜き、物理的に抵抗した。

### 本文

第二次世界大戦の終結後、カナダ政府は日系カナダ人の太平洋岸への帰還を認めず、代わりに彼らを恒久的に分散させることを目的とした強制移住政策を実施した。日系人は、飢餓状態の日本への強制送還を受け入れるか、労働省が指定した「ロッキー山脈の東側」への移住を余儀なくされた。この強制的な分散を円滑に進めるため、政府はサスカチュワン、マニトバ、オンタリオなどの州に仮設の宿泊施設を設置した。その多くは、粗末な軍用飛行場や旧捕虜収容所を転用したものであった。これらの施設はプライバシーがほとんどなく、意図的に天井まで届かない壁で仕切られていた。これは長期滞在を意図的に妨げ、収容者に外部での就職を早急に求めるよう圧力をかけるためであった。しかし、ある特定の収容者グループにとって、この最終的な移住命令は、日系カナダ人の歴史において最も劇的で長期にわたる市民的不服従運動のきっかけとなった。

**1946 年 7 月、オンタリオ州の嚴重警備下にあるアングラー収容所から、128 人の二世および一世の収容者が、サスカチュワン州ムースジョーのホステルへ移送された。**彼らは、1942 年の最初の避難・移住・本国送還命令への協力を断固として拒否したため、V-J デー（対日戦勝記念日）の時点でオンタリオ州に依然として収監されていた 425 人の強硬派の一部であった。

ムースジョーの収容所は、市街地から南へ 4 マイル離れた旧カナダ空軍（RCAF）の兵站基地に位置していた。こうした強硬な抵抗者たちを 1000 マイルも離れたサスカチュワン州へ移送したことは、同州は、自由党政府の戦時政策を一貫して批判してきたカナダ共産農民党（CCF）が統治するカナダで唯一の州であった、2 年間にわたる激しい対立の舞台を整えることになった。1946 年後半のピーク時には、ムースジョーの施設には約 280 人が収容されていた。収容者たちは、圧倒的な不利な状況下での断固とした受動的抵抗と忍耐を意味する日本の文化的概念である「ガンバリ」による長期にわたる闘争を開始した。この抵抗運動は 1947 年の春、居住者たちが政府からの就労の申し出をきっぱりと拒否し、5 月 30 日までに施設を退去するよう求める公式通知を無視したことで、

正式に具体化した。日本人移住担当委員の J・F・マッキノン は、最終的に居住者の大多数を説得し、就労のため、あるいは東部の他の収容所への移送へと向かわせたが、抵抗の強硬派は深く根を下ろしたまま残った。この残留派には、11 人の収容者とその家族計 61 人に加え、独身の男性収容者 24 人が含まれていた。彼らの反抗は、深い不公正感と公民権の要求に根ざしていた。このグループの代弁者である一世は、移転拒否の理由は政府による生涯の貯蓄の奪取と公正な裁判の欠如と切り離せないものであり、新たな生活を始めるには「より手厚い保護か経済的支援」が必要だと主張した。同様に、26 歳の二世である中恒雄は、彼らが立ち退きに抵抗しているのは「原則の問題」であると公に述べ、没収された事業や家屋、そして理由もなく不当に収容所に 5 年間拘束されたことに対する補償を要求した。

この対立は、連邦労働省にとって深刻な面目の失墜となった。同省は内閣令 P.C. 946 に基づき、この集団を強制退去させ、多額の罰金を科し、あるいは懲役刑に処する法的権限を有していた。しかし、そのような過激な政治的印象を与えることを躊躇した政府は、当初、抵抗者たちを飢えさせ、屈服させようとした。**1947 年 8 月、当局は最終閉鎖日を発表し、ホステルへの食料供給をすべて停止した。**また、最も声高に抵抗していた者たちの逮捕も開始した。その中には、「去るくらいなら死を選ぶ」と宣言した 3 人の一世も含まれていた。これらの男性は RCMP（カナダ王立騎馬警察）に拘束され、武装警備の下でニューデンバーへ移送されたが、中には靴やシャツを着ていない者もいたという。食堂の運営が停止されると、残された収容者たちは、特にモンリオールの国際赤十字事務所が支援要請を拒否した後、ムースジョー市の同情的な白人カナダ人や地元の日系住民の慈善によってのみ生き延びることができた。政府の強硬な手法は激しい政治的批判を招き、特にムースジョー選出の CCF（カナダ共産党）議員ロス・サッチャーは、マッケンジー・キング首相に電報を送り、「警察国家」を彷彿とさせる飢餓戦術や政策によって「カナダ市民の民主的権利」が脅かされていると抗議した。

高まる圧力にもかかわらず、65 歳の第一次世界大戦の退役軍人である磯村弘吉とその家族を含む 58 人は、兵舎で「じっと耐え抜く」決意を固めていた。収容所には、非現実的な絶望感が漂っていた。**6 年間の収監生活で過度な迫害意識に苛まれた男たちの中には、側面に赤い縞模様、背中に大きな赤い丸が描かれたオンタリオ州収容所の灰色の制服をまだ着ている者もいれば、資金が底をつく**とハラキリ（切腹）をほのめかす者もいた。この対立は、過酷な大平原の冬の間、危険なほどに激化した。気温が氷点下 16 度まで急落する中、政府はホステルの水道、電気、暖房を遮断することで、その手段をエスカレートさせた。これに対し、1948 年 2 月 7 日、2 人の二世の少女を含む 12 人が、ろうそくの明かりだけが照らす凍えるような暗闇の中で身を寄せ合い、48 時間にわたる「座り込みストライキ」を行った。RCMP の警官たちは、凍えそうな抗議者たちをムースジョーへ

連行して健康診断を受けさせたが、彼らに「健康上の異常はない」と判断すると、再び収容所へ連れ戻した。「首謀者」である磯村とその 26 歳の息子・邦夫に煽られ、男たちは監督官の事務所の外の廊下で反抗的にストライキを再開し、連邦政府が日系カナダ人の移動に関する制限政策を撤回するまで留まることを誓った。

この 2 年にわたる非暴力抵抗運動は、1948 年 7 月 15 日、ついに武力によって鎮圧された。G.G.ラッセル保安官は、副保安官のチームと引越し用トラックを伴い、残っていた居住者に対し、敷地から立ち去るよう 30 分間の猶予を与えた。収容者たちが従うことを拒否すると、保安官たちは彼らを物理的に強制退去させ、2 人の高齢の一世を寢床から引きずり出した。住民の所持品は、バラックの北側の野原に無造作に投げ捨てられた。この混沌とした強制立ち退きの最中、65 歳の磯村弘吉は保安官にナイフを突きつけ、当局に物理的な抵抗を示した。磯村が第一次世界大戦中にカナダのために戦ったことを考えれば、この暴力的な抵抗行為は悲劇的な皮肉であった。磯村はその後逮捕され、3 日間の裁判を経て公務執行妨害の罪で有罪判決を受けた。彼は 3 ヶ月の執行猶予付き判決を受け、200 ドルの保釈金を納めるよう命じられたが、ロス・サッチャー下院議員の介入により、かろうじて実刑を免れた。

強制退去後も、数人の残留者たちの間には「ガンバリ」という闘志が残っていた。サッチャーから簡易テントを提供された数人の退去者は、ホステルの門の外で野営した。大半は数日で諦めたが、65 歳の中富次郎と 57 歳の宮川末吉という二人の高齢の一世男性は、驚くべきことに 136 日間もホステルの外で頑なに抗議を続け、最終的に労働省からのニューデンバーの老人ホームへの移住提案を受け入れた。

結局、ムースジョーの抵抗者たちは、同胞たちから複雑な感情で見られた。戦後、これほど絶望的で長期にわたる抵抗を貫いたのは彼らだけだったが、その行動は、穏健な同化と静かな再建を望む日系カナダ人コミュニティの大多数からは、広範な共感を得られなかった。この出来事は、コミュニティ内の深刻な亀裂を浮き彫りにした。カナダ東部の穏健な二世指導者たちは、このような劇的な殉教のパフォーマンスを避け、ムースジョーの残留者たちを、長年の収容生活によって判断力を失い、常軌を逸した存在と見なした。しかし、ムースジョー事件は、日系コミュニティの一般的な順応的な行動とは完全に逆行するものであったにもかかわらず、生計の手段を奪われたことに黙って従うことを拒んだ人々の、生々しい苛立ちと不屈の意志を象徴する強力な象徴として今なお残っている。

### 3. バード委員会ボイコット運動（1947 年）

#### 概要

政府が財産損失の調査にあたり、意図的に調査範囲を狭めた王立委員会（バード委員会）を設置した際、トロント請求者委員会は補償提案に対する「全面的なボイコット」を推進し、完全な補償を要求するとともに、委員会の恣意的な裁定を激しく批判した

## 本文

第二次世界大戦中の日系カナダ人に対する組織的な財産剥奪は、彼らの住宅、農場、事業の強制的な清算を通じて実行された。当初、資産は「保護措置としてのみ」敵国財産管理官によって保管されると保証されていた日系カナダ人たちは、1943年に閣議決定 P.C. 469 号により、彼らの同意なしに財産が恣意的に売却されることが認められた際、深く裏切られた。供給過剰の市場で売却された不動産は、真の価値のほんの一部で競売にかけられ、コミュニティの経済的基盤を壊滅させた。戦後、執拗なロビー活動と公会計委員会による行政上の不正の暴露を経て、ついに連邦政府は 1947 年、これらの財産損失を調査するための王立委員会を設置せざるを得なくなった。しかし、政府の補償への対応は激しい抵抗を引き起こし、トロント請求者委員会が主導する「バード委員会ボイコット運動」へと発展した。

**1947 年 7 月、内閣令 P.C. 1810 に基づき、ヘンリー・バード判事が委員長を務める王立委員会が発足すると、直ちに紛争が勃発した。**政府は委員会の調査範囲を意図的に「滑稽なほど限定的」かつ「全く無力」なものに設定した。当初の規定では、請求者が、財産管理人が「合理的な注意を払わなかった」こと、および財産の監督や売却において積極的な過失があったことを法的に証明できた場合にのみ、補償が検討されることになっていた。これは、各地に散らばった日系カナダ人にとって、法的に不可能な負担であった。これらの規定が政府の行為を隠蔽するために策定されたものであると認識した、日系カナダ人協同委員会（CCJC）の法律顧問アンドルー・ブリューインは、日系カナダ人が王立委員会を全面的にボイコットし、その茶番を公に暴露する可能性が高いと政府に警告した。

この脅威に直面し、J・L・イルズリー法務大臣は 1947 年 9 月、内閣を説得して調査範囲をわずかに拡大させた（P.C. 3737）。これにより、管理人が公正市場価格を下回る価格で処分した財産や、保管中に盗まれた財産も対象に含まれることになった。しかし、この譲歩は厳格に制限されていた。バード判事は、管理官が直接管理権を行使する以前に被った損失や、管理官の直接管理下でない財産に関する請求の審理を拒否した。こうした恣意的な制限に、トロントの請求者たちの過激派は激怒し、直ちに請求委員会への「全面的なボイコット」を呼びかけた。このグループは、政府が財産を安全に保管するという明示的な約束を根本的に破ったという妥協を許さない原則に基づき、したが

って、バード判事の狭義の基準を満たすものだけでなく、その結果生じたすべての損失について、国家が道義的かつ法的に責任を負うべきだと主張した。

この初期のボイコット運動は、請求者の大多数と全カナダ日系人市民協会（NJCCA）が「抗議の意を表明しつつ」不本意ながら参加に同意したことで一時的に沈静化したものの、コミュニティ内に深い思想的亀裂が生じる端緒となった。NJCCA と CCJC は、調査への参加によって甚大な不正の証拠が十分に明らかになり、後に政府が条件を拡大せざるを得なくなることを期待していた。しかし、調査が 1948 年から 1949 年にかけて長期化するにつれ、この現実的なアプローチは、特にバンクーバーに不動産を所有していた人々にとって、期待外れの結果に終わった。

遅々として進まない手続きを迅速化するため、バード判事は、一般的な割合に基づく補償額算定方式による区分別和解案を提案した。激しい争点となっていたバンクーバーの不動産請求に関しては、その結果は悲惨なものだった。バード判事は、請求者たちが「所有物件の価値が人為的に切り下げられた」と主張した点を退け、その代わりに管理人の運営は「健全かつ実務的」であったと裁定した。王室弁護士が提案した 10 パーセントの補償額さえも却下し、バード判事はわずか 5 パーセントの払い戻しを勧告した。これは実質的に、管理人が日本人所有者の同意なしに彼らの財産を没収・売却した際に不当に請求した手数料分を返還するに過ぎなかった。

この侮辱的なほど低い裁定は、即座にボイコット運動を猛烈な勢いで再燃させた。5%という提案に憤慨した、バンクーバーの約 175 件の不動産所有者を代表するトロント請求者委員会（TCC）は、バンクーバーへの賠償額が大幅に増額されるまで、いかなる最終和解案もボイコットするよう積極的に働きかけた。この裁定を「全く不十分」として拒否した、54 名の声高なトロントの請求者たちは、バード判事が恣意的に定めた一般手当を完全に不当であると激しく批判した。事態は 1950 年 9 月、管理官が和解金の小切手を受け取るために、すべての請求者に広範な法的免責同意書への署名を義務付けたことで、著しく悪化した。署名することで、請求者は自身の不動産に関する「あらゆる訴訟、請求、要求」について、英国政府および管理官を免責せざるを得なくなり、将来の正義への扉は永遠に閉ざされることになった。

TCC は、署名すれば政府が完全補償の問題を永久に葬り去ることになると主張し、請求者たちが免責同意書に署名するのを阻止するための強硬な運動を展開した。高島仙二、小幡ロジャー、日高邦夫といった熱心な活動家たち（彼らは抗議の意を表明して、より穏健な CCJC から明確に脱退していた）が率いる同委員会は、すべての請求者に対し署名を差し控えるよう助言した。彼らは公開集会や新聞『ザ・ニュー・カナディアン』の紙面を活用し、妥協案に対する中傷的な攻撃を展開するとともに、日系カナダ人コミュニティを統一したボイコットへと結集させた。

この強硬な姿勢は、NJCCA や CCJC との間で、激しくくすぶる確執を引き起こした。穏健派の指導部は、完全な補償を待ち続けることは幻想だと主張した。長年の敗北、消耗戦のような法廷闘争、そして多くの高齢の一世が、一銭の賠償金も受け取ることなく亡くなっていくという現実を目の当たりにした後、NJCCA は政府がこれ以上の要求には決して応じないだろうと固く確信していた。彼らは、さらなる大規模なボイコットや法的闘争を仕掛けることは全く無意味だと主張し、政府による賠償金が国家によって加えられた肉体的・道義的な不正を是正するには著しく不十分であることを認めつつも、コミュニティに対し金を受け入れるよう促した。

世論調査によると、疲れ果てた日系カナダ人の請求者たちは、概して NJCCA と CCJC の実用的な立場を圧倒的に支持した。1949 年半ば、バンクーバーの判決に対する強い公式抗議を伴いながら賠償金は受領されたものの、ボイコット運動の影響は深い傷跡を残した。**TCC と穏健派指導部との対立は信じられないほど苛烈かつ罵詈雑言に満ちたものであり、その結果、激しい憤りを抱いた一部の請求者たちは、深い嫌悪の表れとして、意図的に破損させた免責同意書を CCJC に返送した。**

トロント請求者委員会は「全面的なボイコット」を実現できなかったものの、その過激な抵抗は歴史的に極めて重要な役割を果たした。**彼らは形だけの補償でなだめられることを拒み、自らの組織的な虐待を調査する際に、政府が独自の狭い条件を押し付けるという根本的な不道德さを絶えず指摘し続けた。**完全な補償を要求し、バード委員会の恣意的な制限を激しく批判することで、ボイコット運動は、日系カナダ人コミュニティが、生計手段を憲法違反の形で破壊されたことを決して許すことも忘れることもできないという姿勢を証明した。これは真の正義を求める揺るぎない要求であり、最終的には成功した再定住計画へと結実することとなる。

#### 4. 戦後の公民権運動（1948 年）

##### 概要

全カナダ日系人市民協会（NJCCA）は、抗議活動、電報、労働組合を動員し、日系カナダ人の国有林での就労を禁止しようとしたブリティッシュ・コロンビア州の法案を阻止することに成功した。

##### 本文

第二次世界大戦の終結後も、カナダ政府は日系カナダ人に対する抑圧的な制限体制を維持し、政治的便宜の名の下に、彼らの太平洋岸への帰還を禁じ、追放状態を継続させた。故郷を追われたこのコミュニティにとって、戦後直後の数年間は、深刻な生活基盤の喪失、地理的な分散、そして東部諸州やブリティッシュ・コロンビア州内陸部で打ち碎かれた生活を再建するための過酷な闘争によって特徴づけられた。しかし、1947 年までに、決定的な転機が訪れた。強制移動と財産剥奪という

トラウマから立ち直り、主にカナダ生まれの二世世代に牽引される形で、新たな安心感、達成感、そして政治的決意がコミュニティ内に根付き始めたのである。この新たな自信は、1947年9月にトロントで開催された会議におけるカナダ日系人市民協会（NJCCA）の結成という形で結実した。統一された全国本部を設立し、常勤の事務局長としてジョージ・タナカを任命した NJCCA は、日系カナダ人が、長引く不平等や数十年にわたる反日的な立法措置に対し、遂に組織的かつ全国的な対抗措置を講じる準備が整ったことを示した。同団体の規約は、日系カナダ人の政治的、社会的、道德的、経済的福祉を向上させるための集団的行動を約束し、すべての市民に基本的な市民権と自由が保障される真の民主主義体制の実現を目指していた。

新たに結成された NJCCA は、1948年初頭、ブリティッシュ・コロンビア州政府による敵対的で後退的な動きに端を発する、最初の大きな試練に直面した。1948年1月21日、ブリティッシュ・コロンビア州土地森林局は、日系カナダ人が再び国有林で就労することを禁止すると突如発表した。この差別的な禁止措置は、1913年に制定された旧態依然とした「ブリティッシュ・コロンビア州国有林法」に根ざしており、同法はこれらの公有地におけるアジア人の雇用を法的に禁じていた。1943年の戦時中の激しい木材需要のさなか、連邦政府は州内の林業および製材業における深刻な労働力不足を緩和するため、この人種差別的な法律を一時的に停止していた。しかし、連邦政府の戦時規制が失効すると、バイロン・ジョンソン州首相率いる州政府は、この禁止令を密かに復活させようとした。日系カナダ人コミュニティにとって、これは壊滅的な打撃だった。州内に残っていた人々の主な生計手段を直撃し、少なくとも800人の二世および一世の林業労働者を即時失業の危機にさらした。さらに、彼らを雇用していた企業、主に労働力不足に悩む州内陸部の小規模な伐採業者や製材所は、熟練した日系カナダ人労働者を突然解雇せざるを得なくなれば、破産の現実的な危機に直面することになった。

日系カナダ人がこうした排他的措置にほぼ孤立して立ち向かい、白人社会から一様に敵意を向けられていた戦前の時代とは対照的に、1948年の禁止令は、大規模かつ組織的で、多民族にわたる反発を引き起こした。州政府は、白人多数派から静かな同意、あるいは少なくとも無関心を期待していたのかもしれないが、急速に顕在化した激しい声高な反対に完全に不意を突かれた。わずか数日のうちに、JCCAの州支部（NJCCAの傘下で活動）は、州議会に向けた大量の意見書、電報、抗議文を動員した。決定的なのは、彼らが単独で戦っていたわけではないということだ。カナダ市民自由連合（the Canadian Civil Liberties Union）のバンクーバー支部は、この規制を公に非難し、すでに戦時中に甚大な財産の没収を強いられた少数派に対する、政府の措置を残酷な「消耗戦」とであると激しく抗議した。野党の協同連邦党（CCF）もまた、抗議者たちに政治的支援を投じ、規制を公に非難するとともに、この差別的措置を停止させるべく州内閣への聴取を求めた。

この公民権運動は、強力な労働組合や経済団体によって積極的に後押しされ、ブリティッシュ・コロンビア州の労働運動が伝統的にとってきた反アジア的姿勢からの劇的かつ歴史的な転換を画した。全米木材労働者組合 (the International Woodworkers of America; IWA) は日系カナダ人労働者と固く連帯し、人種差別的な規制に従うために日系従業員を解雇する林業経営者は、組合契約に直接違反することになると宣言した。バンクーバー労働評議会 (the Vancouver Trade and Labour Council) も、他産業の組合と共に抗議者たちを支援するために結集し、人種を越えた労働者階級の連帯へと向かう大きな転換を示した。同時に、林業経営者たち、日系カナダ人の雇用主である彼ら自身も、個人として、またカナダ製造業協会 (the Canadian Manufacturers' Association) を通じて団体として、この禁止令に迅速かつ強く抗議した。深刻な労働力不足に直面していたこれらの事業主たちは、政府の人種差別的な政策が道義的に破綻しているだけでなく、自らの事業や州の戦後復興にとって経済的に壊滅的であることを認識していたのだ。

この激しい運動の中で最も驚くべき展開は、ブリティッシュ・コロンビア州の主流メディアの急激な変貌だった。かつては執拗な反日姿勢をとり、1942 年の強制収容に至るまで人種的ヒステリーを積極的に煽っていた新聞各紙が、今やその立場を完全に逆転させたのだ。報道機関は、新たに再導入され日系人の木材産業参加禁止措置を「嘆かわしい差別行為」として非難した。『バンクーバー・サン』紙は、残留する日本人住民は州経済に吸収され得るし、またそうあるべきだとする劇的な社説を掲載し、「これらの日本人は我々の仲間だ」と大胆に宣言するとともに、「ブリティッシュ・コロンビア州はとっくにこの種の人種差別を乗り越えている。真珠湾攻撃以来、人種的対立を引き起こした状況は変化した…… ブリティッシュ・コロンビア州は公正でなければならない」。この予期せぬメディアの支持は、世論の一般的な風潮が劇的に変化したことを如実に物語っていた。ブリティッシュ・コロンビア州の政治指導者たちは、世論の機運を著しく読み誤っていた。彼らは、多くの点ですでに存在しなくなっていた人種主義的な有権者に迎合しようとした。人種主義的な有権者でさえも、日系カナダ人のような、カナダに忠誠を尽くしてきた少数派に対する、露骨な国家公認の経済的迫害をこれ以上容認しようとはしないようになっていた。

日系カナダ人の活動家、市民的自由の擁護者、主要な労働組合、事業主、そして憤慨した報道機関によるこの圧倒的で結束した戦線に直面し、ブリティッシュ・コロンビア州政府は急速かつ屈辱的な後退を余儀なくされた。規制維持に対する相応の世論の支持が皆無であったため、州政府は高まるリベラル派の圧力に賢明にも屈した。1 月の最初の発表からわずか 9 日後、この禁止令は立法審査が行われるまで停止され、1948 年 4 月 21 日に正式かつ恒久的に撤廃された。

NJCCA とその同盟者たちによるこの迅速かつ完全な勝利は、日系カナダ人の歴史における分水嶺となった。これにより、ブリティッシュ・コロンビア州の伝統的な人種差別的な雇用政策は信用を失い、協調的な多民族による政治的行動が制度的な差別に打ち勝つことができることが証明された。さらに、王室所有林における就労禁止令に対するこの勝利は、同州における事実上の人種差別的障壁を最終的に撤廃するための決定的なきっかけとなった。この公民権運動によって生み出された勢いは、1948 年 6 月に連邦政府が日系カナダ人に選挙権を付与する直接的な要因となった。世論の寛容さが増える中で、日系カナダ人の民主的権利を否定し続けることの絶対的な無益さを認識したブリティッシュ・コロンビア州議会は、1949 年 4 月 1 日に、ようやく州選挙権を日系カナダ人に拡大した。これにより、日系コミュニティに対するあらゆる差別的な法律の法的根拠は事実上崩壊し、二級市民としての時代は終焉を迎えた。

## 5. 連邦政府日系人補償運動（1980 年代）

### 概要

カナダ日系人協会（NAJC）は、戦後の沈黙を破り、正義を強く求めた。同協会は、1984 年にマルルーニー政権が 600 万ドルという形だけの集団和解案を押し付けようとした動きに、積極的に抵抗した。交渉による和解を求め続けた結果、1988 年の補償協定の下で、公式な謝罪、個人への補償、そして憲法上の保障を勝ち取った。

### 本文

第二次世界大戦終結後の数十年間、日系カナダ人コミュニティは、戦時中の体験に関して深い政治的・社会的沈黙を強いられてきた。強制的な追放、収容所での拘禁、そして財産の全面的な没収によってトラウマを負ったこのコミュニティは、歴史家たちがレイプ被害者の心理的トラウマに例えるような、制度的な屈辱を内面化していた。先代の指導者たちによって、「善良で、静かで、同化したカナダ人」であることが安全への唯一の道であると信じ込まされてきた二世たちは、公の抗議を概ね避け、政治的な「不可視性」を通じて安全を求めた。しかし、1970 年代後半になると、この身を守るための沈黙は崩れ始めた。転機となったのは、カナダへの最初の日本人移民を記念した 1977 年の移民 100 周年記念行事であり、これにより分断されていたコミュニティが集まり、自らのルーツを公然と祝い、強制収容時代を家族の間の秘められた秘密として隠すのではなく、公の場で議論することが可能になった。この文化的再覚醒は、先駆的な歴史的暴露、特にケン・アダチの著書『The Enemy That Never Was』やアン・スナハラによる公文書館での発見によって決定的に後押しされた。スナハラは新たに機密解除された政府文書を活用し、軍高官や RCMP（カナダ王立騎馬警察）の幹部が日系カナダ人を国家安全保障上の脅威と見なしたことは一度もなかったことを決定的

に証明し、戦時中の虐待が完全に政府による人種的・政治的な動機に基づくものであったことを示した。これらの反論の余地のない事実を力に、政治的に活動的な二世や三世の新たな波が指導体制を再活性化させ、慈善ではなく人権に基づく正式な正義を求めるため、カナダ日系人協会（NAJC）を結成した。

NAJC の正義を求める運動は、1984 年にブライアン・マルルーニー首相率いる保守党政権が、歴史的な不正義を解決するため、名目上の 600 万ドルの集団和解案を提示した際、内外から重大な試練に直面した。この最低限の提示額は、日系カナダ人コミュニティ内に深刻な亀裂を生じさせた。トロントを中心とする一派は、政府の一括支払いの提案を受け入れるよう主張した。彼らはこれを政治的に現実的な結果と見なし、それ以上の要求をすれば日系カナダ人に対する人種差別的な反発を招くことを恐れたのである。しかし、アート・ミキ会長率いる NAJC は、この形だけの提案に激しく抵抗した。ミキと NAJC の指導部は、600 万ドルの提案を、日系カナダ人を弱く、まとまりのない少数派集団と見なし、和解を単に恣意的に押し付けることができるとする、戦時中の父権主義的な態度の直接的な継続であると捉えた。NAJC にとって、正義を実現するための民主的プロセスは、補償そのものと同じくらい重要であった。彼らは、特定の個人の人権が著しく侵害されたことを正式に認める個人への金銭的補償を含む、押し付けられたものではなく交渉による和解を断固として求めた。

交渉による和解の実現にはカナダ国民の圧倒的な支持が必要であることを認識し、NAJC は 1984 年から 1988 年にかけて、数年間にわたる集中的な啓発・政治キャンペーンを展開した。彼らは政府への執拗なロビー活動を行い、民族団体や人権団体に請願を提出し、感情的な個人の体験談から冷静な学術研究に至るまで、説得力のある資料を配布した。その中には、ジョイ・コガワのベストセラー小説『オバサン』も含まれており、この作品は数千人の一般カナダ人に、身代りの形で、あの凄惨な強制収容体験を味わわせた。その一方で、NAJC は名門会計事務所プライスウォーターハウズに委託し、戦時中のコミュニティの経済的損失に関する包括的な調査を実施させた。その結果出された報告書は、戦時中の財産没収により、日系カナダ人が被った損害が 1986 年のドル換算で驚異的な 4 億 4300 万ドルに上ることを明らかにした。こうした擁護活動は世論を大きく変えた。

1986 年までに、全国世論調査ではカナダ人の 63 パーセントが救済措置を支持し、45 パーセントが個人への補償を望んでいることが示された。こうした高まる世論の支持にもかかわらず、マルルーニー政権は当初頑なな姿勢を崩さず、一括の集団和解以外の案を検討することを拒んだ。

カナダにおける風向きが変わったのは、米国において、日系アメリカ人市民連盟（JACL）が日系アメリカ人補償問題に成功したことによる。アメリカ議会委員会が日系アメリカ人の強制収容を満場

一致で非難した後、米国下院は 1987 年市民的自由法を可決し、生存者に対して 2 万ドルの個人補償を認めた。NAJC は金銭的補償を求めるだけでなく、国家主導の弾圧が二度と他の少数派グループに及ばないよう、憲法上の保障を極めて重要視した。1987 年、マルルーニー政権は、戦時中の虐待を可能にした過酷な広範な立法である「戦時措置法」に代わるものとして、「緊急事態法」を提出した。NAJC の法務委員会は、提案された法案に依然として秘密の閣議決定を許す危険な抜け穴が残っていることを認識し、立法委員会への出席を要請した。1988 年 3 月 15 日、ロイ・ミキとアン・スナハラは、この法案の下では理論上、日系カナダ人に加えられた不当な扱いが繰り返される可能性があることを議員たちに説得し、政府に注意深く耳を傾けさせ、こうした基本的な公民権上の脆弱性に対処させることに成功した。

補償運動の勢いは、1988 年の春から夏にかけて決定的な高まりを見せた。4 月 14 日、NAJC は国会議事堂前で大きな注目を集める補償集会を開催した。そこには予期せず、多文化主義担当国務大臣のゲリー・ワイナーが出席し、直接交渉再開への一筋の希望をもたらした。1988 年 8 月 10 日、米国のロナルド・レーガン大統領が「米国賠償法案」に正式に署名し、法律として成立させたことで、政治的圧力は著しく高まった。NAJC がオタワで大規模な記者会見を計画していることを察知した連邦政府は、8 月下旬になってようやく本格的な協議を再開した。交渉の舞台はモントリオールに移り、マルルーニー首相の側近であるルシアン・ブシャー国務大臣が指揮を執った。政府は個人補償の原則を認め、具体的な金額と金銭以外の補償内容のみを最終決定事項として残した。1988 年 8 月 27 日、17 時間に及ぶ過酷な交渉の末、NAJC と連邦政府の間でついに正式な合意が成立した。

1988 年 9 月 22 日、ブライアン・マルルーニー首相は下院で演説し、歴史的な補償合意を発表した。マルルーニー首相は、日系カナダ人コミュニティに対して戦時中に犯された過ちを正式に認め、交渉を経て合意された包括的な解決策を詳述した。この合意により、公式な謝罪が行われ、直接的な被害を受け、かつ合意日時点で生存していた生存者一人ひとりに 2 万 1000 ドルの個人補償が支払われることになった。さらに、この和解には、破壊されたコミュニティのインフラ再建を支援するための 1,200 万ドルのコミュニティ基金、戦時措置法に基づく差別的な命令への不服従で不当に有罪判決を受けた者への法的恩赦、そして 1946 年に不当に日本へ強制送還された者とその子孫へのカナダ国籍の回復が含まれていた。また、カナダにおける人種差別と闘うために、カナダ人種関係財団を設立するための 2,400 万ドルも割り当てられた。結局のところ、NAJC は数十年にわたる沈黙を破り、被害者に力を与える交渉による和解を貫いたことで、日系カナダ人のために正義を勝ち取っただけでなく、民主主義社会がすべての市民に公平な未来を保証するためには、過去の権力乱用を認め、是正しなければならないことを証明し、国家として極めて重要な先例を打ち立てたのである。

## 6. ブリティッシュ・コロンビア政府日系人補償と日系カナダ人レガシー協会（2022 年）

### 概要

体系的な人種差別や戦時中の強制収容に対する数十年にわたる抵抗の末、BC リドレス運動は 2022 年 5 月 21 日、歴史的な節目を迎えた。BC 州政府は、カナダ日系人協会（NAJC）の下で策定された枠組みを用い、歴史的な不正に対処するため、1 億ドルの拠出を約束した。この資金を管理するため、2022 年 6 月に日系カナダ人レガシー協会（JCLS）が設立された。JCLS は記念碑、教育、高齢者の健康、コミュニティ、遺産、反人種差別の 6 つの柱にわたるレガシー・イニシアチブを実施している。JCLS は 2028 年までにその使命を完了し、活動を終了する予定だ。

### 本文

**歴史的な発表と謝罪：**2022 年 5 月 21 日、ブリティッシュ・コロンビア州政府は、第二次世界大戦前、戦中、戦後に日系カナダ人コミュニティに加えられた歴史的な不正義に対処するため、画期的な発表を行った。ジョン・ホーガン前州首相は、協議プロセスに積極的に貢献した日系カナダ人コミュニティの証人たちに囲まれ、スティーブストン武道センターでこの歴史的なニュースを伝えた。式典の中で、ホーガン首相は州政府の過去の行動および不作為によって引き起こされた深いトラウマと苦難を明確に認め、これらの歴史的な傷を癒やすことは長く継続的なプロセスであることを強調した。彼は、過去の過ちから学び、歴史的な不正を認め、いかなる権力や説得も人権の保護と全市民の擁護を阻害しないことを確実にすることの極めて重要な意義を力説した。

**BC 州救済枠組みと資金配分内訳。**この歴史的な発表の基盤となったのは、「BC 州救済（歴史的過ちへの対応）枠組み」である。これは 2020 年から 2022 年にかけて、全米日系人協会（NAJC）の主導の下で策定されたものだ。この枠組みは州政府から **1 億ドルの拠出**を確保し、記念碑、教育、高齢者の健康と福祉、コミュニティと文化、遺産の修復、反人種差別の 6 つの具体的な柱にわたるレガシー・イニシアチブに資金を提供した。

これらの資金の配分は、段階的な助成金の形で実施された。2022 年 9 月と 10 月、州政府は教育、遺産、高齢者の健康と福祉、コミュニティと文化における予め定められた取り組みに対応するため、総額 6,200 万ドルの助成金を 2 回にわたり交付した。その後、2024 年 3 月には、第 2 のコミュニティ基金を設立するため、さらに 1,870 万ドルの助成金が交付された。1 億ドルの拠出約束の残額はブリティッシュコロンビア州が保有しており、同州は地域リーダーと協力して、ビクトリアに位置する日系カナダ人記念公園の開発を進めている。

日系カナダ人レガシー協会（JCLS）BC 州の補償枠組みの実施を監督し、レガシー資金を管理するため、日系カナダ人レガシー協会（JCLS）が 2022 年 6 月 29 日に正式に設立された。JCLS は、ブリティッシュ・コロンビア州政府と日系カナダ人コミュニティの両方に説明責任を負うという二重の責任の下で運営されている。未来を見据え、日系カナダ人パイオニアたちを称える JCLS が取り組むすべての民族遺産関連事業は、基本的に過去および現在の日系カナダ人のパイオニアたちを称えるために設計されている。また、同協会は、この重要な活動がコースト・サリッシュ族の祖先の土地で行われていることを認識している。今後、JCLS は 6 つの中核的柱にわたるプログラムの実施を継続し、最終的にその使命を果たすことを目指しており、2028 年に組織の活動終了プロセスを開始する計画である。

BC 州日系人補償問題解決は、明治以来、日本人の大部分が移住してきたブリティッシュ・コロンビア州で、日本人は組織的な人種差別を受け、職業の選択を制限され、カナダ人としての人権を制限されてきた。太平洋戦争勃発と共に、ブリティッシュ・コロンビア州の反日議員、反日団体、反日新聞は、連邦政府に対して、究極的の日系人をブリティッシュ・コロンビア州から追放する政策を要求してきた。戦争前、戦時中、戦後において、日系カナダ人が被った物理的、金銭的、心理的損害に一番影響を与えたのはブリティッシュ・コロンビア州であった。日系カナダ人が 1988 年のカナダ連邦政府との日系人補償問題の解決だけで満足せず、ブリティッシュ・コロンビア州政府との日系人補償問題解決の取り組んだのは、日系カナダ人の歴史で大切な一章を完結する努力の成果であった。

